令和８年度版（令和７年度）

環境の状況に関する報告書



環境ポスター展　令和７年度　優秀作品

愛知県碧南市

はじめに



近年、私たちの身近な生活においても気候変動が実感されることが増えてきました。

世界の平均気温は、２０２０年時点で、工業化以前と比べ、既に約１．１℃上昇したことが示されており、２０２５年６月から８月の平均気温は観測史上最高を記録し、最も暑い夏となりました。この記録は近いうちに更新されていくと思われます。

平成２７年１２月にパリで開催されたＣＯＰ２１において、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として気温上昇を２℃より十分低く保持することとし、各国の能力に応じた温室効果ガス削減を目指すこととされました。日本では、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画「地球温暖化対策計画」が改定され令和３年１０月２２日に閣議決定されました。計画では、２０３０年度において、温室効果ガスの４６パーセント（２０１３年度比）削減を目指すこと、２０５０年にカーボンニュートラルを達成することが目標として掲げられております。

碧南市においても、令和５年に２０５０年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明いたしました。現在、各種補助金によりカーボンニュートラルに寄与する事業の促進を行っておりますが、今後、重点施策としてカーボンニュートラルにより一層取り組みたいと考えております。

本市では、人と地球に優しい生活環境づくりを目指して、平成１６年３月に碧南市環境基本計画を策定し、令和３年３月には環境保全活動の更なる推進に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割の元での実践と協働による取り組みに向けた新たな指針として、第３次碧南市環境基本計画を策定しました。

この冊子は、令和７年度における本市の環境の状況と諸施策を取りまとめたものです。これにより碧南市の環境の状況を把握していただくとともに、みなさまの環境保全の取り組みの参考となれば幸いに存じます。

令和８年１０月

碧南市長

小池友妃子

令和８年度版（令和７年度）碧南市環境の状況に関する報告書　目次

第１　市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
第２　環境の状況
　１　環境の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　２　大　　気　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　３　水　　質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　４　騒音・振動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　５　悪　　臭　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第３　公害苦情
　１　公害苦情の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　２　公害苦情の受付状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第４　環境基本計画（リーディングプロジェクト）
　１　自然環境の保全・共生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
　２　まちづくり・ライフスタイル　・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　３　ひとづくり・環境意識への種まき　・・・・・・・・・・・・・・３４
　４　資源循環・低炭素　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第５　生活排水対策推進計画
　１　生活排水対策推進計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　２　生活排水対策推進計画の進捗状況　・・・・・・・・・・・・・・３８
第６　碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
　１　温室効果ガス排出量の削減目標　・・・・・・・・・・・・・・・３９
　２　温室効果ガス排出量の現況と推移　・・・・・・・・・・・・・・３９
　３　地球温暖化防止に向けた基本施策　・・・・・・・・・・・・・・４１
　４　碧南市スマートハウス設備設置費補助事業　・・・・・・・・・・４１
　５　次世代自動車購入費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　６　民間住宅省エネ改修事業費補助金　・・・・・・・・・・・・・・４３
　７　碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金　・・・・・・・・・４４
第７　碧南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
　１　温室効果ガス排出量の削減目標　・・・・・・・・・・・・・・・４５
　２　碧のエコプランの実践　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
　３　削減に向けた具体的な取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
　４　温室効果ガス排出量の現況と推移　・・・・・・・・・・・・・・４６
第８　碧南市生物多様性地域戦略
　１　碧南市生物多様性地域戦略に関する施策　・・・・・・・・・・・４７
第９　公害防止に関する協定
　１　業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況・・・・・・・・・・・４８

第１０　碧南市環境審議会
１　設置目的等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
２　令和７年度の会議開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
３　碧南市環境審議会委員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
第１１　資料
１　環境基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
２　用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
表紙　環境ポスター展　令和７年度　優秀作品

第１　市の概要

１　市の概要

碧南市は、県庁所在地の名古屋市から４０ｋｍ圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、碧海台地と矢作川沖積地からなっており、地形的には標高約１０ｍの平坦地です。

碧南市は昭和２３年、新川町、大浜町、棚尾町、旭村の４か町村が合併し、愛知県で１０番目の市として誕生、昭和３０年には明治村大字西端を合併しています。昭和３２年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてから、臨海工業地域としてめざましい発展を遂げました。平成２２年８月には全国重要港湾の内でも、集中的に施設整備を行う重点港湾にも選定されました。

窯業、鋳造、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく存在しているだけでなく、商業、工業、農業、漁業が調和のとれた産業構造となっています。

本市の将来像として「新たな力とともに創る　笑顔と元気のみなとまち　へきなん」を令和３年３月策定の第６次碧南市総合計画の基本構想に掲げ、市民の皆様が「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っていただけるようなまちづくりを積極的に推進しています。

市制施行	昭和２３年４月５日	
市の位置	碧南市松本町２８番地	
	北緯３４度５３分０５秒	
	東経１３６度５９分３７秒	
	海抜　６．９ｍ	
市の面積	３６．１２ｋｍ^2	
市の人口	７１，９１４人	（令和８年　３月３１日現在）
市の世帯数	３１，０６７世帯	（令和８年　３月３１日現在）
市の木	カシ	（昭和４７年１０月２０日制定）
市の花	ハナショウブ	（昭和４７年１０月２０日制定）



２　市の産業構造（産業別事業所数）

業　　種	事業所数（所）
農林漁業	１２
鉱　業	２
建設業	３０１
製造業	５６７
電気ガス熱供給水道業	１２
情報通信業	１１
運輸業、郵便業	７９
卸売業、小売業	６５９
金融業、保険業	４１
不動産、物品賃貸業	１４３
学術研究、専門・技術サービス業	１０２
宿泊業、飲食サービス業	２３９
生活関連サービス業、娯楽業	２０８
教育、学習支援業	１２６
医療、福祉	２４３
複合サービス事業	１５
サービス業＜他に分類されないもの＞	１８２
公務	１０
事業内容等不詳	-
総事業所数	２，９５２

資料：令和３年経済センサス－活動調査（令和３年６月１日現在）

3　土地の利用状況

区　　分		令和７年３月２５日告示		
		面積（ｈａ）	構成比（%）	
市　街　化　区　域		２，１４３	１００．１	５９．３
市街化区域の内訳	第一種低層住居専用地域	７５	３．５	２．１
	第一種中高層住居専用地域	２６６	１２．４	７．４
	第二種中高層住居専用地域	２５	１．２	０．７
	第一種住居地域	４９４	２３．１	１３．７
	第二種住居地域	１９	０．９	０．５
	準住居地域	３３	１．５	０．９
	近隣商業地域	１１１	５．２	３．１
	商業地域	１８	０．８	０．５
	準工業地域	３９０	１８．２	１０．８
	工業地域	２５	１．２	０．７
	工業専用地域	６８７	３２．１	１９．０
市街化調整区域		１，４６９	―	４０．７
都市計画区域面積		３，６１２	―	１００．０

資料　：　都市計画の概要

第２　環境の状況

１　環境の概要

昭和３０年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染・水質汚濁を始めとする環境の悪化が著しく進行しました。住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止・環境保全対策を推進してきた結果、近年では全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化、消費の多様化等に伴い、地球温暖化を始めとする地球的規模の環境問題についても、身近な問題となっています。

市内における大気、水質、騒音等の調査結果では、油ヶ淵のＣＯＤを除き、すべての調査地点で環境基準を下回り、横ばい傾向です。感覚公害に係る苦情件数は、ここ数年横ばいの傾向です。

２　大　　気

(1) 環境の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の連続測定を行っています。

また、年２回のダイオキシン類調査も行っています。



測　定　地　点	調査機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	○	○			○	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場					○		－
碧南市文化会館測定所	愛知県	○	○	○			自動車排出ガス測定局
碧南市川口町測定所		○	○	○		○	一般局

ア　窒素酸化物（ＮＯｘ）

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

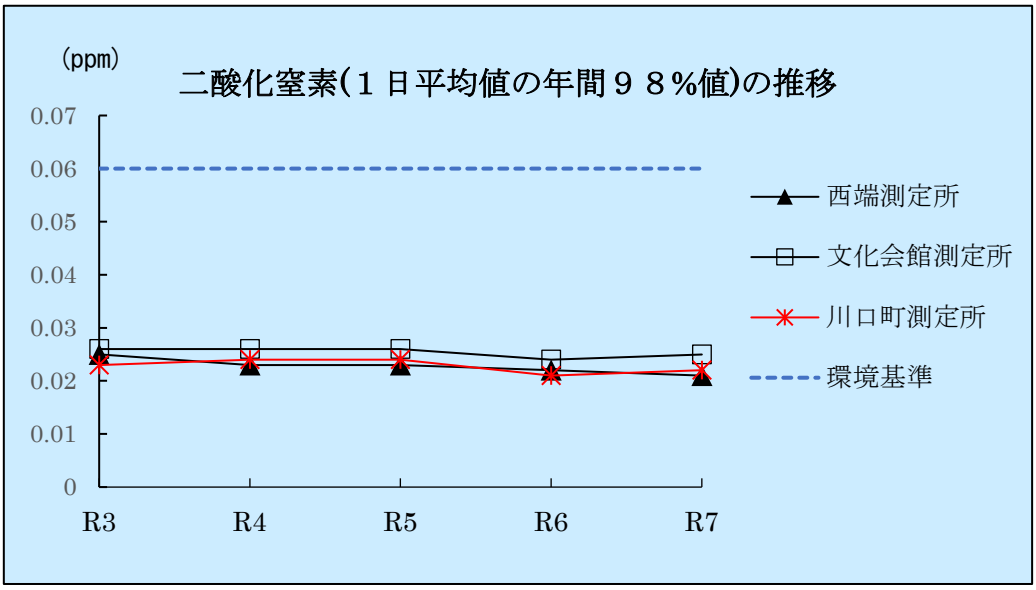
窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の強化等によって実施されています。

本市では、昭和５３年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態

で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準の評価は「年間にわたる１日平均値のうち低いほうから９８％目に相当するものが０．０６ｐｐｍ以下であること」とされています。令和７年度はすべての測定局で環境基準の評価を達成しています。

二酸化窒素（１日平均値の年間９８%値）の推移　　（単位：ｐｐｍ）

測定地点等	調査機関	年度				
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
西端大気汚染測定所	碧南市	０．０２５	０．０２３	０．０２３	０．０２２	０．０２１
碧南市文化会館測定所	愛知県	０．０２６	０．０２６	０．０２６	０．０２４	０．０２５
碧南市川口町測定所		０．０２３	０．０２４	０．０２４	０．０２１	０．０２２



イ　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粒子状物質は、粒径１０マイクロメートル（１マイクロメートルは１㎜の１／１，０００）以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

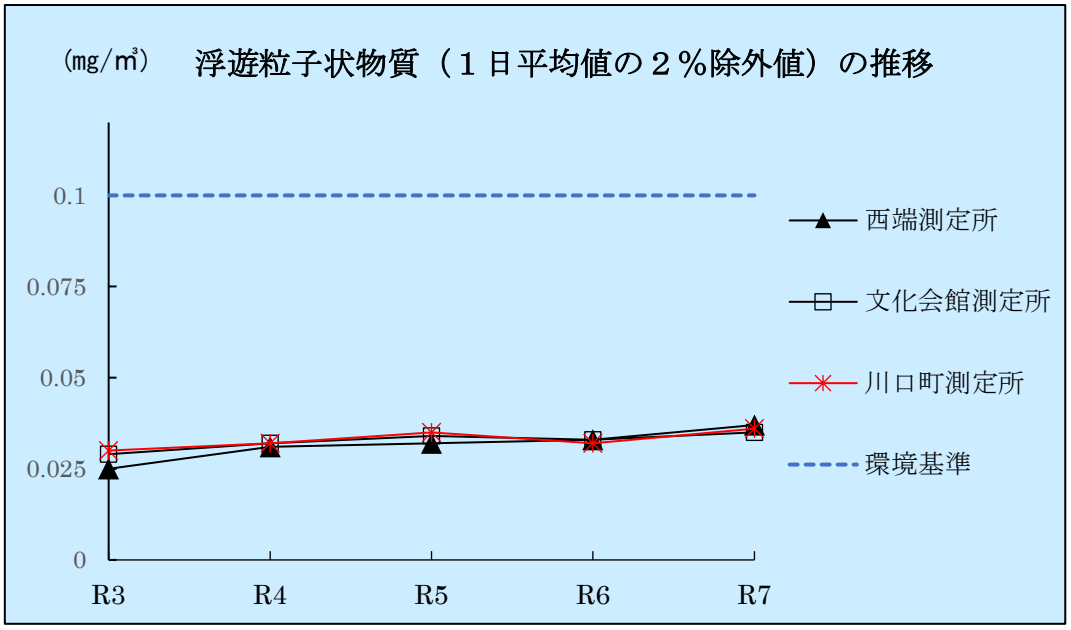
本市では、昭和５２年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成１１年度以降は基準を満たしています。

環境基準は「１時間値の１日平均値が０．１０ｍｇ／ｍ^{3}以下であり、かつ、１時

間値が０．２０㎎／ｍ^{3}以下であること」とされています。また、評価方法は測定日１日の結果を環境基準に照らし合わせた短期的評価と年間にわたる調査結果を基準と照らし合わせた長期的評価（評価方法の詳細はP.５０）があり、それぞれに基づいて評価をします。令和７年度は、環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質（１日平均値の年間２％除外値）の推移　　（単位：㎎／　ｍ^3）

測定地点等	調査機関	年度				
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
西端大気汚染測定所	碧南市	０．０２５	０．０３１	０．０３２	０．０３３	０．０３７
碧南市文化会館測定所	愛知県	０．０２９	０．０３２	０．０３４	０．０３３	０．０３５
碧南市川口町測定所		０．０３０	０．０３２	０．０３５	０．０３２	０．０３６



ウ　光化学オキシダント（Ｏｘ）

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物（ＶＯＣ）が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、４月から１０月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「碧南市ＬＩＮＥ公式アカウント」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにしてください。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

（単位：件）

項　　目	年度				
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	0	0	3	2	1

エ　大気中ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成１０年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が０．６ｐｇ－ＴＥＱ／m^3以下であること」とされています。令和６年度は、環境基準を満たしています。



大気中ダイオキシン類年平均値の推移　（単位：ｐｇ－ＴＥＱ／m^3）

測定地点	調査機関	年度				
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	0．023	0．023	0．020	0．027	0．060

オ　風向・風速測定

風向・風速測定は、大気汚染監視の一環として西端の測定所に風向・風速計を設置し測定しています。

これは気象の条件によって起こる汚染物質の拡散と運搬を考慮し、大気汚染のメカニズムをより深く理解することを目的としています。



(2) 調査結果（市測定結果のみ）

ア　二酸化窒素（NO_2）

測定地点		有効測定日数	測定時間	平均値	１時間値の最高値	日平均値の最高値	１時間値が０．２０ｐｐｍを超えた時間数とその割合		１時間値が０．１０ｐｐｍ以上０．２０ｐｐｍ以下の時間数とその割合		日平均値が０．０６ｐｐｍを超えた時間数とその割合		日平均値が０．０４ｐｐｍ以上０．０６ｐｐｍ以下の日数とその割合		日平均の年間９８％値	９８％値評価による日平均値が０．０６ｐｐｍを超えた日数
		（日）	（時間）	（ｐｐｍ）	（ｐｐｍ）	（ｐｐｍ）	（時間）	（％）	（時間）	（％）	（時間）	（％）	（日）	（％）	（ｐｐｍ）	（日）
西端大気汚染測定所	４月	30	716	0.007	0.028	0.016	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	５月	31	738	0.005	0.020	0.009	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	６月	30	714	0.005	0.021	0.012	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	７月	31	737	0.003	0.017	0.007	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	８月	28	687	0.004	0.017	0.010	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	９月	30	714	0.005	0.022	0.010	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	１０月	31	737	0.008	0.036	0.016	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	１１月	30	715	0.011	0.037	0.021	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	１２月	31	738	0.013	0.049	0.024	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	１月	31	738	0.011	0.039	0.027	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	２月	26	642	0.013	0.040	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	３月	31	738	0.007	0.029	0.013	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	年間	360	8612	0.008	0.049	0.027	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0

イ　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

測定地点		有効測定日数	測定時間	平均値	１時間値が０．２０㎎／m^3を超えた時間数とその割合		日平均値が０．１０㎎／m^3を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均の２％除外値	日平均値が０．１０㎎／m^3を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が０．１０㎎／m^3を超えた日数
		（日）	（時間）	㎎／m^3	（時間）	（％）	（時間）	（％）	㎎／m^3	㎎／m^3	㎎／m^3	有×・無○	（日）
西端大気汚染測定所	４月	30	718	0.016	0	0.0	0	0.0	0.065	0.036			
	５月	31	742	0.014	0	0.0	0	0.0	0.063	0.030			
	６月	30	718	0.016	0	0.0	0	0.0	0.044	0.030			
	７月	31	742	0.020	0	0.0	0	0.0	0.089	0.056			
	８月	28	690	0.023	0	0.0	0	0.0	0.094	0.045			
	９月	30	718	0.014	0	0.0	0	0.0	0.066	0.037			
	１０月	31	742	0.012	0	0.0	0	0.0	0.049	0.021			
	１１月	30	718	0.012	0	0.0	0	0.0	0.040	0.023			
	１２月	31	742	0.013	0	0.0	0	0.0	0.061	0.030			
	１月	31	742	0.010	0	0.0	0	0.0	0.056	0.028			
	２月	27	664	0.016	0	0.0	0	0.0	0.070	0.031			
	３月	31	742	0.013	0	0.0	0	0.0	0.074	0.028			
	年間	361	8678	0.015	0	0.0	0	0.0	0.094	0.056	0.037	○	0

ウ　光化学オキシダント（Ｏｘ）（測定値ではありません）　（単位：件）

項　目	発令基準	令和７年									令和８年			合計
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	
予報件数	０．０８ｐｐｍ以上	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
注意報件数	０．１２ｐｐｍ以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ　ダイオキシン類　（単位：ｐｇ－ＴＥＱ／m^3）

項目・時期	環境基準	年平均値	Ｒ７．７月（夏季）	－	Ｒ８．１月（冬季）	－
ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（ＰＣＤＤｓ）	―	―	０．０２０	－	０．０１８	－
ポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦｓ）	―	―	０．０３３	－	０．０３７	－
コプラーナＰＣＢ（Ｃｏ－ＰＣＢｓ）	―	―	０．００６５	－	０．００５３	－
ダイオキシン類	０．６	０．０６０	０．０６０	－	０．０６０	－

※ＴＥＱは、毒性等価換算濃度であり、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める毒性等価係数により換算。

オ　風向・風速　（単位：ｍ／ｓ）

西端大気汚染測定所		令和７年									令和８年			主風向
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	
風向	最多風向	北北西	南東	南	南	南	南	北	北	北	北北西	北北西	北北西	北北西
風速	時間値の最高値	９５	８５	９３	６１	５９	７１	９６	９４	１００	１０２	１００	１０４	―
	日平均値の最高値	５６	５３	５５	３７	３１	３７	４４	４６	６１	６３	５７	７３	―

3　水　　質

(1) 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるＢＯＤ等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特性が原因と思われます。

ア　健康項目

健康項目である８項目（シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ）について、９調査地点で年２回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

イ　生活項目



(ｱ) 河　川

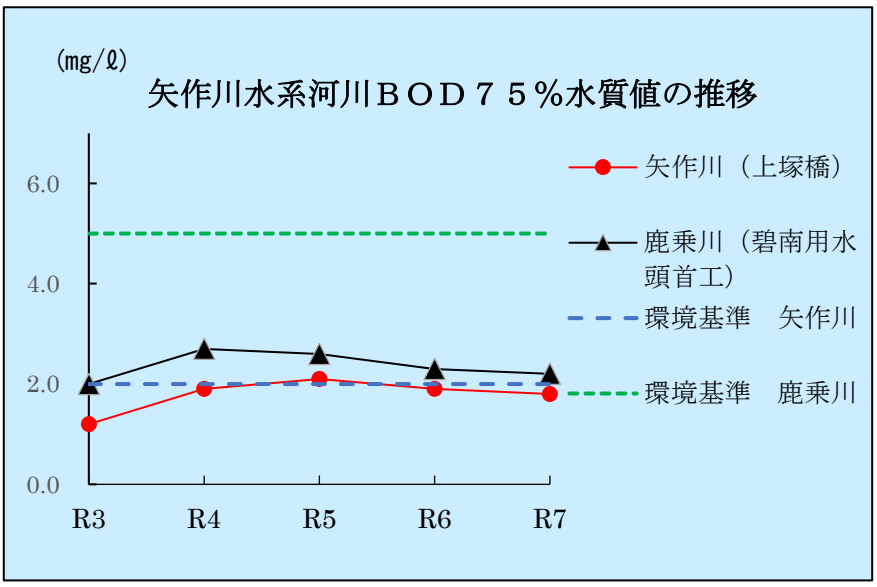
市内の主な調査河川は、矢作川水域（矢作川・鹿乗川）と境川水域（長田川・新川・高浜川）に大別されます。

河川はＢＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

環境基準は、矢作川が２ｍｇ／ℓ以下、長田川が３ｍｇ／ℓ以下、鹿乗川、新川及び高浜川が５ｍｇ／ℓ以下とされています。令和７年度はすべての河川で環境基準を満たすことができました。

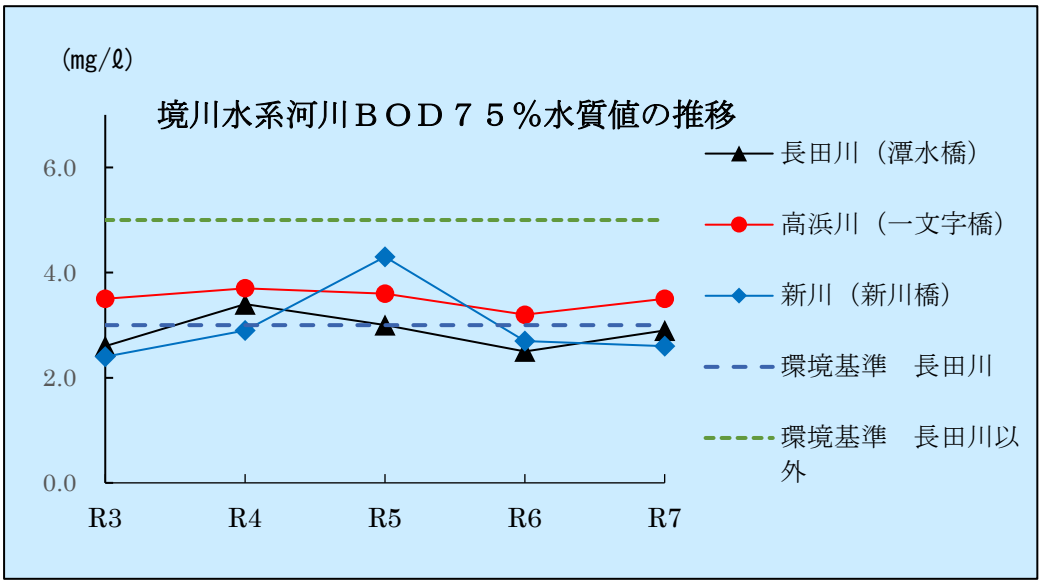
矢作川水系河川ＢＯＤ７５％水質値の推移　　（単位：ｍｇ／ℓ）

測定地点	年度				
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
矢作川（上塚橋）	１．９	２．１	１．９	１．８	１．３
鹿乗川（鹿乗川頭首工）	２．７	２．６	２．３	２．２	１．５



境川水系河川ＢＯＤ７５％水質値の推移　　（単位：ｍｇ／ℓ）

測定地点	年度				
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
長田川（潭水橋）	３．４	３．０	２．５	２．９	２．７
高浜川（一文字橋）	３．５	３．７	３．６	３．２	３．５
川（新川水門橋）	２．９	４．３	２．７	２．６	２．４



(ｲ) 湖沼

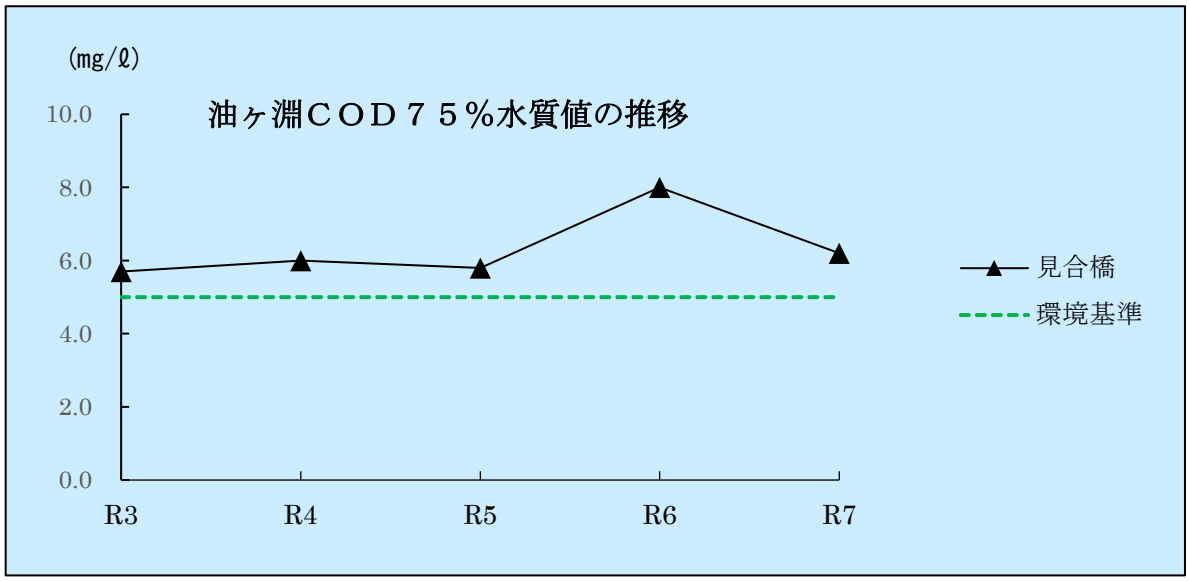
湖沼は、ＣＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

油ヶ淵では見合橋で測定しています。令和７年度は６．２ｍｇ／ℓで、環境基準は５ｍｇ／ℓ以下とされています。令和７年度も基準を満たしていませんでした。



油ヶ淵ＣＯＤ７５％水質値の推移　　（単位：ｍｇ／ℓ）

測定地点	年度				
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
油ヶ淵（見合橋）	５．７	６．０	５．８	８．０	６．２



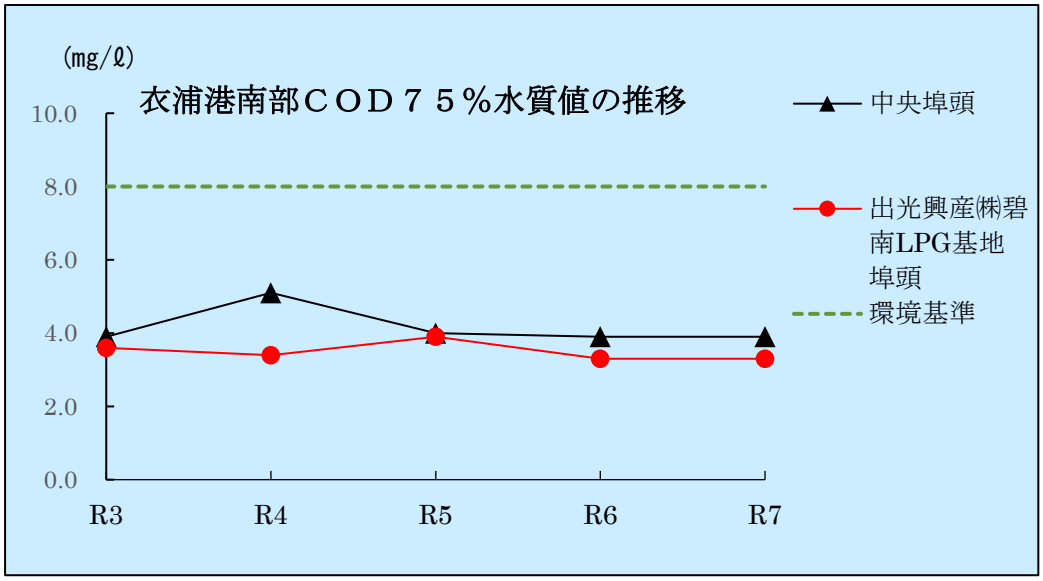
(ｳ) 海域

海域は、湖沼同様ＣＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

衣浦港内では２地点で測定を実施しています。環境基準は８ｍｇ／ℓ以下とされています。令和７年度も環境基準を満たしていました。

衣浦港南部ＣＯＤ７５％水質値の推移　（単位：mg／ℓ）

定地点	年度				
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
中央埠頭	３．９	５．１	４．０	３．９	３．９
出光興産㈱碧南ＬＰＧ基地埠頭	３．６	３．４	３．９	３．３	３．３



(2) 調査結果

ア　健康項目調査結果一覧

健康項目及びその他調査結果

該当類型	河川名等	調査地点	シアン (mg/l)		六価クロム (mg/l)		鉛 (mg/l)		カドミウム (mg/l)		ひ素 (mg/l)		全水銀 (mg/l)		アルキル水銀 (mg/l)		ＰＣＢ (mg/l)		亜鉛 (mg/l)		陰イオン界面活性剤 (mg/l)	
			R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月	R.7年5月	R.7年10月
河川Ａ	矢作川	上塚橋	検出されず	検出されず	0.01未満	0.01未満	0.005未満	0.005未満	0.0003未満	0.0003未満	0.005未満	0.005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	0.014	0.076	0.01未満	0.01未満
河川Ｂ	長田川	潭水橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.048	0.024	〃	〃
河川Ｃ	高浜川	一文字橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.021	0.020	〃	〃
〃	新川	新川水門橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.029	0.036	〃	〃
〃	鹿乗川	碧南用水頭首工	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.015	0.039	〃	〃
〃（目標）	堀川	源氏水門	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.052	0.044	〃	〃
湖沼Ｂ	油ヶ淵	見合橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.016	0.030	〃	〃
海域Ｃ	衣浦湾	中央埠頭	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.011	0.020	〃	〃
〃	〃	出光興産㈱碧南LPG基地埠頭	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.016	0.017	〃	〃
環境基準			検出されないこと		0.05mg/l以下		0.01mg/l以下		0.003mg/l以下		0.01mg/l以下		0.0005mg/l以下		検出されないこと		検出されないこと		河川・湖沼 0.03mg/l以下 海域生物A 0.02mg/l以下		基準なし	

イ　生活項目調査結果一覧

生活項目調査結果　　その1

該当類型	河川名等	調査地点	PH m/n	PH 不適合率(%)	PH 最小値～最大値 (平均値)	BOD(mg/l) m/n	BOD 不適合率(%)	BOD 最小値～最大値 (平均値)	BOD 75%値	COD(mg/l) m/n	COD 不適合率(%)	COD 最小値～最大値 (平均値)	COD 75%値	SS(mg/l) m/n	SS 不適合率(%)	SS 最小値～最大値 (平均値)	SS 75%値	DO(mg/l) m/n	DO 不適合率(%)	DO 最小値～最大値 (平均値)
河川A	矢作川	上塚橋	0/12	0.0	7.3 ～ 7.6 (7.5)	1/12	8.3	0.5 ～ 2.9 (1.2)	1.3			1.6 ～ 4.3 (2.6)	2.9	0/12	0.0	1～ 12 (5)	8	2/12	16.7	6.4 ～ 12 (10)
河川B	長田川	潭水橋	0/12	0.0	7.0 ～ 7.5 (7.4)	1/12	8.3	0.9 ～ 7.0 (2.3)	2.7			2.8 ～ 6.5 (4.3)	4.7	0/12	0.0	4 ～ 22 (9)	9	0/12	0.0	6.2 ～ 12 (8.6)
河川C	高浜川	一文字橋	0/12	0.0	7.3 ～ 8.5 (7.8)	1/12	8.3	0.9 ～ 7.4 (2.8)	3.5			3.7 ～ 8.2 (8.2)	5.6	0/12	0.0	3 ～ 30 (11)	12	0/12	0.0	7.0 ～ 15 (10)
〃	新川	新川水門橋	0/12	0.0	7.3 ～ 8.3 (7.8)	1/12	8.3	0.5 ～ 5.6 (2.3)	2.4			2.0 ～ 6.0 (4.9)	5.7	0/12	0.0	1 ～ 15 (8)	10	0/12	0.0	5.6 ～ 13 (8.8)
〃	鹿乗川	碧南用水頭首工	0/12	0.0	7.0 ～ 7.5 (7.4)	0/12	0.0	0.5未満～2.2 (1.3)	1.5			2.4 ～ 6.2 (3.6)	4.5	0/12	0.0	2 ～ 19 (7)	7	0/12	0.0	6.6 ～ 11 (8.6)
〃 (目標)	堀川	源氏水門	0/12	0.0	7.5 ～ 8.1 (7.8)	0/12	0.0	0.9 ～ 4.4 (2.1)	2.9			3.5 ～ 7.0 (5.1)	5.6	0/12	0.0	2 ～ 22 (7)	8	0/12	0.0	4.9 ～ 11 (8.2)
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	2/12	16.7	7.1 ～ 9.0 (7.9)			0.6 ～ 8.9 (3.5)	4.8	6/12	50	3.4 ～ 7.7 (5.2)	6.2	5/12	41.7	4 ～ 40 (15)	17	0/12	0.0	6.4 ～ 15 (11)
海域C	衣浦湾	中央埠頭	2/12	16.7	7.9 ～ 8.6 (8.1)					0/12	0.0	1.7 ～ 5.6 (3.2)	3.9			2 ～ 14 (7)	10	0/12	0.0	7.9 ～ 14 (10)
〃	〃	出光興産㈱碧南LPG基地埠頭	1/12	8.3	8.0 ～ 8.4 (8.1)					0/12	0.0	1.3 ～ 5.3 (2.8)	3.3			2 ～ 30 (8)	9	0/12	0.0	8.0 ～ 14 (9.9)
環境基準			河川A 6.5 ～ 8.5 河川B 〃 河川C 〃 湖沼B 〃 海域C 7.0 ～ 8.3			河川A 2 mg/l以下 河川B 3 mg/l以下 河川C 5 mg/l以下 湖沼B 基準なし 海域C 基準なし				湖沼B 5 mg/l以下 海域C 8 mg/l以下 河 川 基準なし				河川A 25 mg/l以下 河川B 25 mg/l以下 河川C 50 mg/l以下 湖沼B 15 mg/l以下 海域C 基準なし			河川A 7.5 mg/l以上 河川B 5 mg/l以上 河川C 〃 湖沼B 〃 海域C 2 mg/l以上		

注 「m/n」とは、「環境基準に合致しない検体数／調査実施検体数」である。
「75%値」とは、小さいものから順に並べたときの0.75×Y番目のデータ値をいう。Y:データ数

その2

該当類型	河川名等	調査地点	大腸菌数(CFU/100ml)			全　リ　ン　(mg/l)			全　窒　素　(mg/l)		
			最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値
河川A	矢作川	上塚橋	6～110	56	43	0.045～0.11	0.047	0.045	0.13～1.4	0.51	0.53
河川B	長田川	潭水橋	14～2,600	610	494	0.072～0.33	0.31	0.22	0.35～3.6	3.0	2.0
河川C	高浜川	一文字橋	3～64	26	25	0.10～0.19	0.16	0.13	0.33～2.1	2.0	1.3
〃	新川	新川水門橋	15～510	160	165	0.037～0.20	0.12	0.10	0.30～1.7	1.4	1.1
〃	鹿乗川	碧南用水頭首工	55～480	270	189	0.071～0.20	0.16	0.13	0.25～1.8	1.5	1.2
〃（目標）	堀川	源氏水門	0～1,100	140	194	0.052～0.77	0.23	0.23	0.4～8.2	5.8	4.1
湖沼B(V)	油ヶ淵	見合橋	3～84	25	25	0.060～0.40	0.15	0.14	0.39～2.6	2.1	1.6
海域C(Ⅳ)	衣浦湾	中央埠頭	0～70	17	16	0.022～0.17	0.091	0.081	0.09～1.2	0.73	0.51
〃	〃	出光興産㈱碧南LPG基地埠頭	0～81	30	20	0.021～0.093	0.079	0.055	0.05～0.63	0.42	0.30
環境基準			河川A　300CFU/100ml 河川B　1000CFU/100ml 河川C・湖沼 海域・未指定　基準無し			湖沼V　0.1mg/l以下 海域Ⅳ　0.09mg/l以下 河川　基準なし			湖沼V　1mg/l以下 海域Ⅳ　1mg/l以下 河川　基準なし		

4　騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の１つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

令和７年度は、市内における騒音把握のため環境騒音８地点、自動車騒音４地点の調査を実施しました。調査結果は、すべての地点が基準に適合していました。

ア　環境騒音

２４時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の８地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

(ｱ) 環境騒音調査結果の推移　（単位：ｄＢ）

類型-No.	用途地域	調査地点名	所在地	環境基準		平均等価騒音レベル 年度 R3	R4	R5	R6	R7
Ａ－１	第一種低層住居専用地域	碧南市哲学たいけん村無我苑	坂口町２－３	昼間	５５	４２	４２	４３	５１	４８
				夜間	４５	３２	３５	３６	４１	３９
Ａ－２	第一種中高層住居専用地域	下山公園	入船町１－６０	昼間	５５	５２	４６	４７	４７	４９
				夜間	４５	４０	３９	３８	３９	４２
Ｂ－１	第一種住居地域	碧南市上水道第２配水場	二本木町４－３７	昼間	５５	４５	４６	４６	４７	５３
				夜間	４５	４１	４０	４０	３７	４４
Ｂ－２	第一種住居地域	碧南市西端公民館	半崎町３－６０	昼間	５５	４６	４８	５１	４８	５１
				夜間	４５	３５	３８	３７	４０	４２
Ｂ－３	市街化調整区域	碧南市前浜集落ｾﾝﾀｰ	前浜町１－８０	昼間	５５	４９	４７	４６	４４	４６
				夜間	４５	３８	３８	４０	４４	３９
Ｃ－１	準工業地域	若宮公園	若宮町７－１９	昼間	６０	５２	４８	５１	４９	４９
				夜間	５０	４６	４１	４０	４５	５０
Ｃ－２	準工業地域	踏分公園	踏分町１－１０１－１	昼間	６０	５１	５１	４８	５０	４８
				夜間	５０	４４	４３	４３	４０	３９
Ｃ－３	近隣商業地域	碧南市役所庁舎西	松本町２８	昼間	６０	５３	５１	５１	５１	５３
				夜間	５０	４５	４２	４２	４１	４４

（注）昼間は６：００－２２：００、夜間は２２：００－翌日６：００



環境騒音調査（下山公園）



環境騒音調査（碧南市上水道第２配水場）

イ　自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、(注)幹線交通を担う道路の道路端から両側５０メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

令和７年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道２４７号、県道米津碧南線、県道道場山安城線の沿線の１７地点で行いました。過年度調査結果を含めた評価区間内の全戸数３，３９８戸中昼夜ともに環境基準値以下は３，３６９戸でした。

なお、要請限度調査結果は、４地点とも基準を超過していませんでした。

(ｱ) 自動車騒音の面的評価調査結果の推移

項目			年度				
			R３	R４	R５	R６	R７
評価区間延長		Km	２５．５	２５．５	２５．８	２５．８	２６．９
評価区間数		区間	１５	１５	１６	１６	１７
住居等戸数		戸	３，０８６	３，０８２	３，２７０	３，４５２	３,３９８
評価結果	昼夜とも基準値以下	%	９９．２	９９．０	９８．９	９９．２	９９．１
	昼のみ基準値以下		０．２	０．０	０．２	０．１	０．２
	夜のみ基準値以下		０．２	０．０	０．０	０．０	０．０
	昼夜とも基準値超過		０．５	０．９	０．９	０．７	０．７

（注）昼間（基準値７０ｄＢ以下）は６：００－２２：００、夜間（基準値６５ｄＢ以下）は２２：００－翌日６：００

(注)＿＿は次に掲げる道路をいう。

・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は両車線で４車線以上の区間）

・一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路

(ｲ) 路線別面的評価調査結果

項目＼路線等		全体	1 一般国道247号	2 県道安城碧南線	3 県道米津碧南線	4 県道道場山安城線	5 県道西尾新川港線	6 県道平坂福清水線	7 県道碧南高浜環状線
評価区間延長	Km	２６．９	６．１	３．１	５．１	５．４	１．４	３．０	２．８
評価区間数	区間	１７	５	２	２	３	１	２	２
住居等戸数	戸	３，５０４	２９４	５６５	１０４７	５１６	２４６	３０４	５３２
昼夜とも	戸	３，４７５	２６５	５６５	１０４７	５１６	２４６	３０４	５３２
基準以下	%	９９．２	９１．１	１００	１００	１００	１００	１００	１００
昼のみ	戸	６	６	０	０	０	０	０	０
基準以下	%	０．２	２.０	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０
夜のみ	戸	０	０	０	０	０	０	０	０
基準以下	%	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０
昼夜とも	戸	２３	２３	０	０	０	０	０	０
基準超過	%	０．７	７.８	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０	０．０

（注）昼間（基準値７０ｄＢ以下）は６：００－２２：００、夜間（基準値６５ｄＢ以下）は２２：００－翌日６：００
評価重複戸数を含む

(ｳ) 自動車騒音の要請限度調査結果　　（単位：ｄＢ）

No.	調査地点	路線名	時間区分	基準値	平均等価騒音レベル 年度 R3	R4	R5	R6	R7
1	碧南市南部市民ﾌﾟﾗｻﾞ前（塩浜町７－１３５）	国道２４７号	昼間	７５	６８	６７	６６	６７	６５
			夜間	７０	６１	６４	６２	６２	６１
2	碧南市海浜水族館前（浜町２－３）	国道２４７号	昼間	７５	６０	５８	５８	５８	５９
			夜間	７０	５５	５４	５５	５４	５５
3	碧南市民病院（平和町３－６）	県道安城碧南線	昼間	７５	—	—	６５	—	
			夜間	７０	—	—	６３	—	
4	東町内会館（鷲塚町５－６０）	県道米津碧南線	昼間	７５	—	—	—	—	６６
			夜間	７０	—	—	—	—	６１
5	日進公民館駐車場（日進町２－２７）	県道米津碧南線	昼間	７５	—	—	—	６６	
			夜間	７０	—	—	—	６０	
6	秋葉神社（金山町４－６）	県道道場山安城線	昼間	７５	—	—	６４	—	
			夜間	７０	—	—	５９	—	
7	碧南消防署北分署（三度山町２－２７）	県道道場山安城線	昼間	７５	—	—	—	—	６７
			夜間	７０	—	—	—	—	６１
8	碧南市鷲塚公民館（旭町２－６６）	県道西尾新川港線	昼間	７５	—	—	—	６６	
			夜間	７０	—	—	—	６１	
9	碧南市文化会館北（源氏神明町４）	県道平坂福清水線	昼間	７５	６４	—	—	—	
			夜間	７０	５７	—	—	—	
10	碧南市文化会館東（源氏神明町4）	県道碧南高浜環状線	昼間	７５	６２	—	—	—	
			夜間	７０	５３	—	—	—	

（注）　時間区分の昼間は６：００－２２：００、夜間は２２：００－翌日６：００

(2) 騒音振動に関する施策

ア　規制基準

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規定する特定施設を設置している工場や事業所等は、敷地境界上における騒音、振動の規制基準が定められています。工場や事業所等はその規制基準を守ることが義務付けられています。

イ　届出状況

(ｱ) 騒音・振動特定施設等　　令和８年３月３１日現在

（単位:台）

騒音・振動特定施設等	騒音規制法特定施設	振動規制法特定施設	県民の生活環境の保全等に関する条例	
			騒音発生施設	振動発生施設
1　金属加工機械	４１９	２２８	８８４	３８３
2　圧縮機及び冷凍機	５１５	２３２	１，９４１	２，１６０
3　土石用の破砕機等	２１	５０	１６９	１５３
4　織機	６４	２７	０	０
5　建設用資材製造機械	２	１	１	０
6　穀物用製粉機	９	－	４７	５６
7　木材加工機械	１９	０	１３	０
8　抄紙機	０	－	０	－
9　印刷機械	２４	６	４	４
10　合成樹脂用射出成形機	８１	８５	１８１	１８１
11　鋳型造型機	８８	４７	５	５
12　ゴム練用ロール機等	－	０	－	２
13　ディーゼルエンジン等	－	－	６７	７９
14　送風機及び排風機	－	－	２，３８９	２，６８０
15　走行クレーン	－	－	１５６	－
16　洗びん機	－	－	０	－
17　真空ポンプ	－	－	１２１	－
届出施設合計	１，２４２	６７６	５，９７８	５，７０３
届出事業場数	１６３	１１４	２７７	３０９

(注)「－」は、届出対象外である。

（イ）特定建設作業届出状況　　令和８年３月３１日現在

（単位：件）

作業区分＼規制区分	騒音規制法	振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	
			騒音	振動
1　くい打ち機等を使用する作業	7	5	2	7
2　びょう打機を使用する作業	0	—	0	—
3　さく岩機を使用する作業	６４	—	9	—
4　空気圧縮機を使用する作業	9	—	5	—
5　コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	—	0	—
6　バックホウを使用する作業（出力８０ｋW以上）	７８	—	—	—
7　トラクラーショベルを使用する作業（出力７０ｋW以上）	0	—	—	—
8　ブルドーザーを使用する作業（出力４０ｋW以上）	6	—	—	—
9　建築物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	—	２５	—
１０　コンクリートミキサー車等を使用する作業	—	—	７４	—
１１　コンクリートカッターを使用する作業	—	—	９５	—
１２　バックホウ等を使用する作業（出力不問）	—	—	２７８	—
１３　ロードローラー等を使用する作業	—	—	１２９	—
１４　鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	—	0	—	0
１５　舗装版破砕機を使用する作業	—	1	—	2
１６　ブレーカーを使用する作業	—	７０	—	１４
合　　計	１６５	７６	６１７	２３

【参考】　騒音・振動の大きさの目安　　（単位：ｄＢ）

騒音の大きさ	目　　安
１００	電車の通るときのガードの下
９０	交通量の激しい交差点
８０	電車の車内・ピアノ・ステレオ
７０	電話のベル・車の暖気運転・家庭用ボイラー
６０	普通の会話・騒々しい事務所の中・クーラー
５０	普通の事務所の中・真夜中の給排水音
４０	市内の深夜・図書館の中
３０	郊外の深夜・ささやき声
２０	木の葉の触れ合う音・置き時計の秒針の音（前方１ｍ）

（単位：ｄＢ）

振動の大きさ	目安	被害程度
９０	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪いものは倒れる
８０	産業職場で振動が気になる 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、つりさげの電灯や水面が動く
７０	浅い睡眠に影響が出始める	一般の人たちにも感じ、戸、障子がかすかに動く
６０	振動を感じ始める	静止している人や敏感な人に感じる程度。
５０	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで、地震計に記録される程度
４０	常時微動	

5　悪　　臭

(1) 悪臭に関する状況

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に清々しさや安らぎを与えるものである反面、不快感や嫌悪感を与えるものです。

悪臭の規制については、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を導入しています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、畜産関係、コーンスターチ製造業、鋳物製造業（シェルモールド法に限る）等の１５業種の工場等は、悪臭物質の排出状況について毎年届出が義務付けられています。

(2) 悪臭に関する施策

ア　規制基準

臭気指数規制

規制地域の区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
敷地境界線（１号基準）	１２	１５	１８
気体排出口（２号基準）	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出　※１		
排　出　水（３号基準）	２８	３１	３４

※１　敷地境界以外の着地地点において１号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。

【参考】

＜臭気指数の算定方法＞

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率「臭気濃度」から次式により算定します。

臭気指数　＝　１０　×　$\log_{10}$（臭気濃度）

臭気濃度と臭気指数の関係

臭気濃度（希釈倍率）	１０	１６	３２	６４	１００
臭　気　指　数	１０	１２	１５	１８	２０

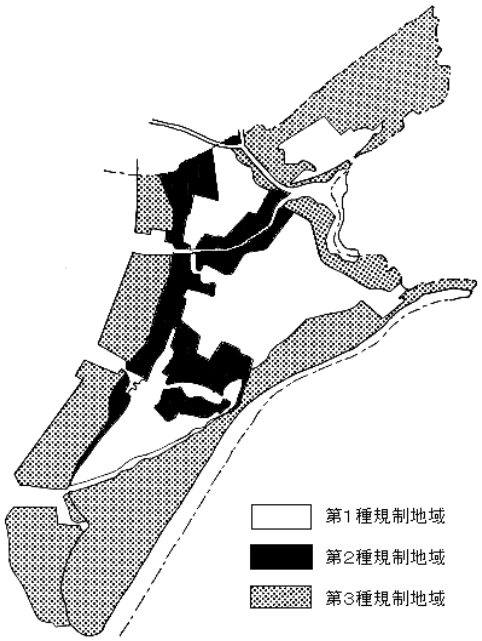
イ　届出状況

令和７年度　　（単位：件）

業種		事業所数	業種		事業所数
1	ア．豚房施設（豚房の総面積が５０㎡以上のもの）	3	7	ゴム製品製造業（加硫施設を有するもの）	1
	イ．牛房施設（牛房の総面積が２００㎡以上のもの）	0	8	石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するもの）	0
	ウ．鶏を３０，０００羽以上飼育するもの	0	9	石油精製業	0
	エ．鶉を２０，０００羽以上飼育するもの	0	10	製鉄業（溶鉱炉を有するもの）	0
2	飼育又は有機質肥料の製造（乾燥施設をゆうするもの）	1	11	鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）	１４
3	コーンスターチ製造業	1	12	化製場（へい獣処理場等）	0
4	レーヨン製造業（紡糸施設を有するもの）	0	13	し尿処理施設	0
5	セロファン製造業（製膜施設を有するもの）	0	14	ごみ処理施設	1
6	クラフトパルプ製造業	0	15	終末処理場	1
合計					２２

ウ　規制地域

第１種地域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
第２種地域	商業地域、準工業地域、工業地域、丸山町１丁目市街化調整区域の一部
第３種地域	工業専用地域、市街化調整区域（除　第２種地域である丸山町１丁目市街化調整区域の一部）



第３　公害苦情

１　公害苦情の状況

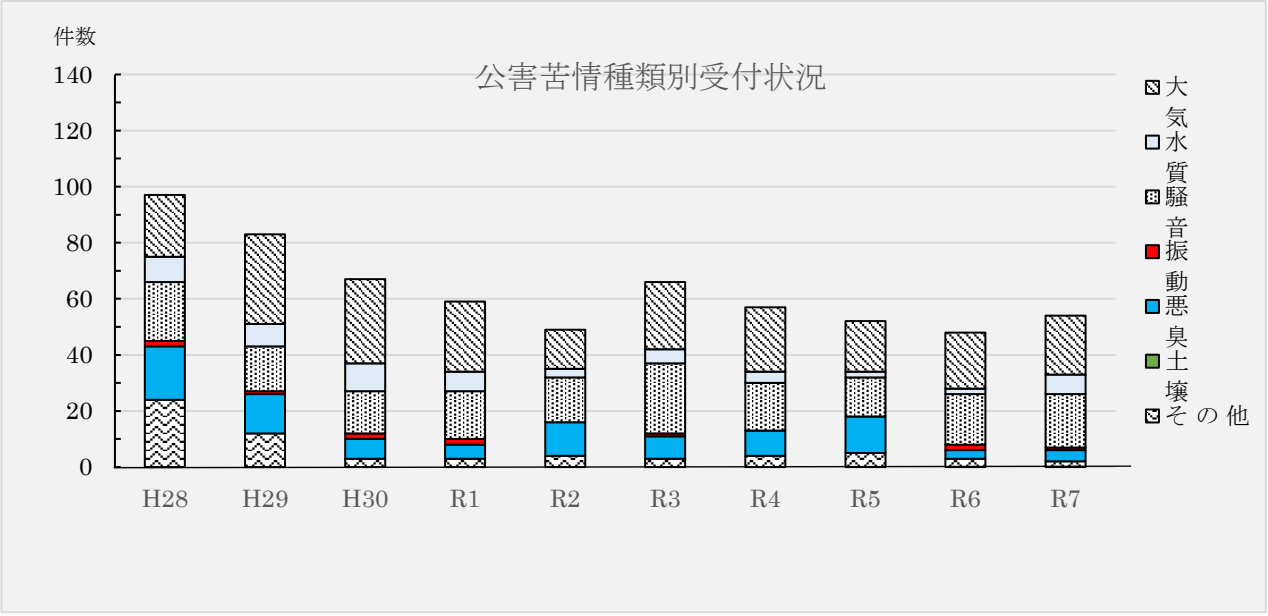
公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

令和７年度に受け付けた公害苦情は５４件で、住居系地域及び準工業地域で大気汚染、騒音の苦情が占めています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

２　公害苦情の受付状況

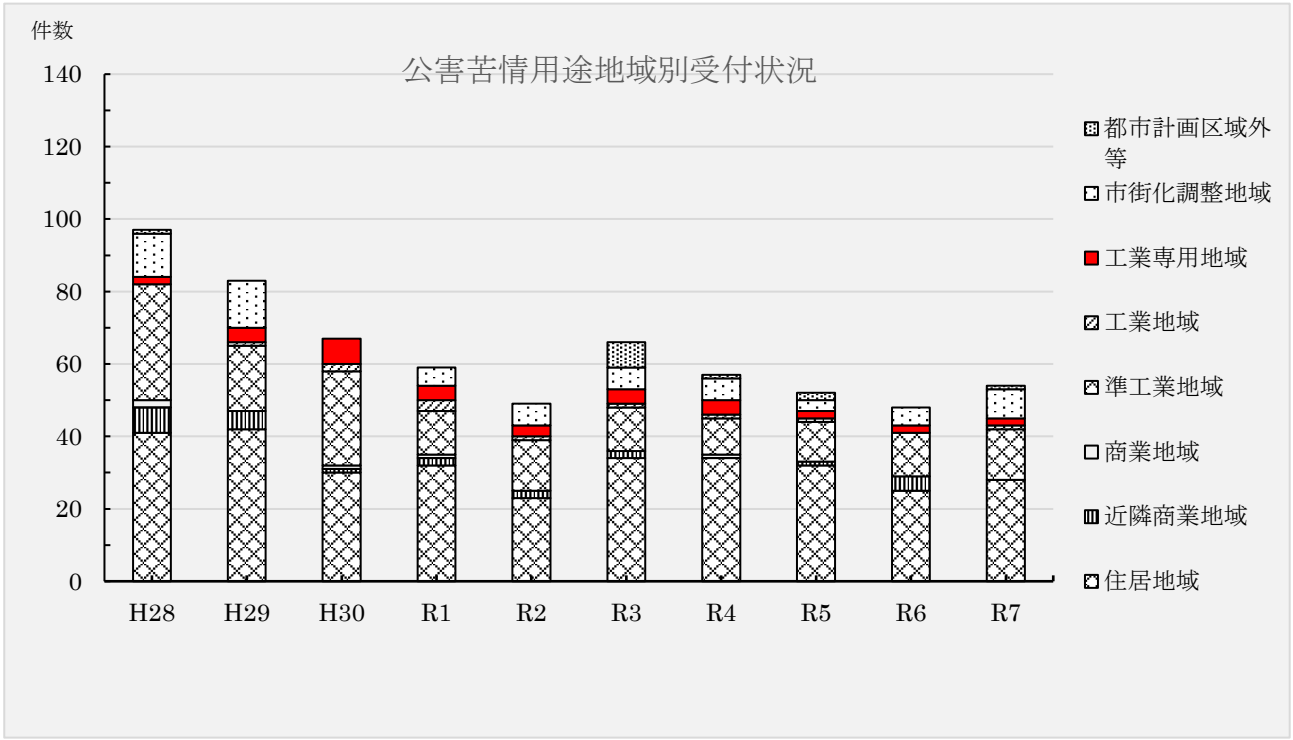
(1) 公害苦情種類別受付件数　　（単位：件）

公害の種類	年度										合計
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
大　気	22	32	30	25	14	24	23	18	20	21	229
水　質	9	8	10	7	3	5	4	2	2	7	57
騒　音	21	16	15	17	16	25	17	14	18	19	178
振　動	2	1	2	2	0	1	0	0	2	1	11
悪　臭	19	14	7	5	12	8	9	13	3	4	94
土　壌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	24	12	3	3	4	3	4	5	3	2	63
合　計	97	83	67	59	49	66	57	52	48	54	632



(2) 公害苦情用途地域別受付件数　　(単位:件)

用途地域	年度										合計
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
住居地域	41	42	30	32	23	34	34	32	25	28	321
近隣商業地域	7	5	1	2	2	2	0	1	4	0	24
商業地域	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	5
準工業地域	32	18	26	12	14	12	10	11	12	14	161
工業地域	0	1	2	3	1	1	1	1	0	1	11
工業専用地域	2	4	7	4	3	4	4	2	2	2	34
市街化調整区域	12	13	0	5	6	6	6	3	5	8	64
都市計画区域外等	1	0	0	0	0	7	1	2	0	1	12
合　　計	97	83	67	59	49	66	57	52	48	54	632



(3) 公害苦情種類別発生原因別受付件数一覧表（令和７年度）　　（単位：件）

公害の種類	農業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス供給業	運輸・通信業	小売業・卸売業	サービス業	家庭的な簡易なもの	その他・不明	合計
大気汚染	7	0	0	1	1	0	0	1	0	9	2	２１
水質汚濁	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	3	7
騒　　音	1	0	0	7	3	0	0	2	2	0	4	１９
振　　動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
悪　　臭	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	4
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合　　計	8	0	0	9	8	0	0	4	4	9	１２	５４

第４　環境基本計画（リーディングプロジェクト）

本市は、平成１５年１２月に「碧南市環境基本条例」を制定し、市民、事業者、行政が一体となって「持続可能な社会」を創りあげることを目的として、平成１６年３月に「碧南市環境基本計画」を策定しました、第２次計画を経て、現在は第３次計画を推進しています。本計画に基づく１５のリーディングプロジェクトの進捗状況は下記のとおりです。

１　自然環境の保全・共生

(1) 水路・河川浄化プロジェクト

水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	河川・海域等水質調査（環境課）	市内の河川、油ヶ淵、衣浦湾で毎月水質調査を実施	市内　９地点
2	廃食用油回収（環境課）	家庭から出る天ぷら油等の回収	廃食用油　６００ℓ回収
3	広域的連携事業（環境課）	矢作川沿岸水質保全対策協議会、豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会等、協議会における広域的な連携	協議会活動の実施
4	浄化槽設置整備事業補助事業（環境課）	小型合併処理浄化槽設置費の一部補助	補助基数　０基
5	公共下水道整備（下水道課）	公共下水道整備の効率的かつ計画的推進及び供用開始区域内の早期接続	普及率　９５．３％



河川海域等水質調査（堀川水門）



廃食用油回収

(2) 矢作川ふれあいプロジェクト

母なる矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境（水質・動植物）を保全する。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	矢作川水源基金事業 （企画政策課）	矢作川流域の地域交流を図るとともに、森林保全、水の大切さ、山と街のくらしの関わりを理解するため水源地体験バスツアーを実施＠わんパーク（岡崎市淡渕町）	令和７年８月 30 日実施
2	碧南市しらすうなぎ連絡協議会への支援 （農業水産課）	碧南市しらすうなぎ連絡協議会が行う事業への支援、協力	国交省河川事務所との連絡調整
3	自然観察会 （海浜水族館）	矢作川の河口での生き物調査	参加者数　２９人

(3) よみがえれ油ヶ淵プロジェクト

緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	油ヶ淵流域水環境モニタリングへの参加（市民会議・西端小学校他）	愛知県が主催する油ヶ淵流域水環境モニタリングに参加し定期的な水質調査を実施	実施回数　１２回 （市民会議）
2	油ヶ淵水質浄化促進協議会 （環境課）	愛知県と油ヶ淵流域４市の連携事業 ①油ヶ淵浄化デー（一斉清掃） ②アクション油ヶ淵（啓発イベント）	①参加者数　：４７６人 ごみ収集量：２００㎏ ②幹事市：碧南市
3	ボランティア支援 （環境課）	ボランティア団体の活動に協力	油ヶ淵の葦刈り等
4	油ヶ渕漁業協同組合支援 （農業水産課）	油ヶ渕漁業協同組合への支援・協力	油ヶ淵周辺の廃棄物等の回収・処分
5	油ヶ淵ルネッサンス事業 （下水道課）	愛知県と流域４市で油ヶ淵水質浄化促進行動計画事業を推進	西端地区下水道普及率 市街化区域内１００％



油ヶ淵水環境モニタリング



油ヶ淵浄化デー

(4) みどり再生プロジェクト

みどりを増やし、そこに集ういきものと人間が共存できるみどり豊かな碧南にする。

No.	事業名	事業内容	実績
1	グリーンカーテン事業（環境課）	ゴーヤなどによる緑のカーテンを公共施設に設置	実施施設　２４箇所
2	緑化保全事業（都市整備課）	良好な自然環境の確保と美観と風致を維持するため、樹木や樹林の保護に対する補助	保存樹木　５本 保存樹林　２７箇所
3	市民緑化推進（都市整備課）	緑化を推進するため新たに生垣を設置する経費の一部を補助	補助件数　０件
4	都市緑化推進（都市整備課）	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を受け、公共及び民間緑化を推進するための経費の一部を補助	補助件数　３件
5	花いっぱい推進（都市整備課）	街路植樹帯及び公園等で花や景観の維持管理に努める団体に花苗や資材等を支給	対象団体　２７団体
6	幼稚園・保育園、小中学校緑化推進（保育課、庶務課）	園内及び校内の鉢植えや花壇整備、野菜栽培、樹木剪定などを実施	市立全園全校で実施
7	松並木管理（都市整備課）	前浜地区と川口地区の間にある松並木の松くい虫防除など定期的な管理	草刈　２回 薬剤注入　０本
8	ビオトープボランティア活動（海浜水族館）	ビオトープにおいて外来植物の駆除や希少生物の保護活動に参加し、地元の自然を振り返る時間とする	ボランティア登録者数　59 人

(5) 外来種駆除推進プロジェクト

市内に広く分布し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の駆除を進めるとともに、市民に対し正しい知識の普及と啓発を進める。

No.	事業名	事業内容	実績
1	オオキンケイギク啓発駆除活動　（環境課）	西三河南部生態系ネットワーク協議会及び碧南高校と連携し、特定外来生物であるオオキンケイギクの一斉駆除を実施	参加者　５０人 ９００ｋｇ駆除



グリーンカーテン（築山保育園）



オオキンケイギク一斉駆除（矢作川河川敷）

2　まちづくり・ライフスタイル

(1) おとましい（勿体ない）推進プロジェクト

忘れかけている「おとましい（勿体（もったい）ない）」の精神を啓発し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改善する。資源循環型社会を形成する。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	一般廃棄物処理基本計画推進（環境課）	一般廃棄物の適正処理、減量化や再生利用の推進	平成２１年３月策定 平成３０年３月改定
2	食品ロス啓発活動（市民会議）	「食品ロス」を減らすため市内催し物で啓発活動	植木市にブース出展
3	分別収集（環境課）	各地区・町内会の協力のもと３Ｒ運動を住民・事業者・行政が連携して推進	資源ごみステーション ８６ヶ所 分別収集量 １，１２５，６１５kg
4	ごみ減量意識啓発出前講座（環境課）	ごみの分別及び３Ｒ意識啓発のため地区や学校関係に出前講座を開設	１回開催
5	新築住宅建設等促進補助による三州瓦利用促進加算（建築課）	通気性、熱吸収に優れた瓦を新築住宅に使用した方に加算し補助	加算件数　２６件

(2) 身近な乗り物プロジェクト

人にやさしいまちづくりの推進を図る。エネルギー消費の少ない交通手段や公共交通機関の利用推進等により、大気汚染防止や地球温暖化防止を図る。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	パーク＆ライド管理（財政課）	公共交通機関の利用促進のため、駅付近に駐車場等を設置	設置　３箇所 収容台数　８３台
2	低公害車導入（財政課）	公用車として、ハイブリッド自動車及び低燃費認定自動車の導入推進	導入率　９０．１％
3	市内巡回バス「くるくるバス」運営（商工課）	高齢者や障害者等交通弱者の利便を図り広く住民の地域社会参加を促進するため無料バスを運行	利用者 １１２，６９０人
4	電気自動車充電設備管理（環境課）	市役所駐車場内に設置した電気自動車充電スタンドの利用推進	利用実績 ８３回
5	次世代自動車購入費補助金（環境課）	①電気自動車（個人用） ②電気自動車（事業用） ③燃料電池自動車（個人用） ④燃料電池自動車（事業用） ⑤プラグインハイブリッド自動車（個人用） ⑥プラグインハイブリッド自動車（事業用）	①１８件 ②１件 ③０件 ④０件 ⑤１９件 ⑥１０件

(3) へきなんの景観（風景）保存・創造プロジェクト

先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	景観条例に基づく行為の届出制度（都市計画課）	景観に大きな影響を与える大規模建築物の新築や開発行為に対し届出制度を実施	届出件数　７件

(4) その他、まちづくりに関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	春の清掃週間（環境課）	5月30日(ごみゼロの日)を含む1週間を、環境美化･ごみ減量化等について考え行動する週間とし、うち1日を一斉清掃の日とする	参加者２，２２５人 収集量　２．２５ｔ
2	秋のクリンピーときれいな街づくり　（環境課）	児童生徒を始め、市民及び団体による市内一斉清掃	参加者６，４００人 収集量　２．３３ｔ
3	市内の環境監視（環境課）	ＮＯｘやＳＰＭ等の大気環境調査、市内各地の環境騒音調査等を実施	市内各地で実施
4	公害防止に関する協定（環境課）	臨海工業地帯の事業所と公害防止に関する協定を締結し、市独自の上乗せ基準の設定や公害測定結果の報告等、公害発生の未然防止対策を実施	締結数　１３３協定

3　ひとづくり・環境意識への種まき

(1) 環境きっかけプロジェクト

身近な自然や出来事に目を向けて、楽しく充実した活動を継続的に行えるきっかけをつくる。

No.	事業名	事業内容	実績
1	冷えヒエ！大実験（市民会議）	液体窒素を使用した実験と温暖化防止の啓発講座（小学校高学年対象）	参加者数　２７人
2	自然観察会（市民会議）	野鳥などの観察により環境への興味につなげるための講座（３回開催）	参加者数　３７人
3	ミニビオトープづくり（市民会議）	ミニビオトープを作成し、生態系について学ぶ	参加者数　５０人
4	自然観察会（海浜水族館）	①矢作川の河口で自然と遊ぼう！ ②海の生き物を探しに行こう！ ③めざせ！きのこ博士！ ④海を漂うクラゲを探しに行こう！	①受講者　２９人 ②受講者　３２人 ③受講者　２６人 ④受講者　１９人
5	ビオトープ観察会（海浜水族館）	①ビオトープの魚を調べてみよう！ ②トンボの観察会	①受講者　５６人 ②受講者　３３人

(2) みんなでやろう「私の環境宣言」プロジェクト

環境を良くする、あるいはこれ以上悪くしないために、自分たちでできる身近なことを「私の環境宣言」として宣言してもらい、それを実行することによって、本市の環境を保全し、さらに向上させる。

No.	事業名	事業内容	実績
1	環境宣言推進 （市民会議）	市民及び事業所等における環境宣言登録の促進	登録者数 ２８，１３９人（累計）

(3) 碧（みどり）の道　里親プロジェクト

市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取り組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取り組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にする気運を高める。

No.	事業名	事業内容	実績
1	碧の道里親プロジェクト （市民会議）	道路等の特定の公共用地において、市民等による定期的な美化活動を推進	登録団体　１９団体 個人　２，４１１人
2	公園等愛護会報償金交付 （都市整備課）	公園愛護及び美化活動推進のため公園の清掃や除草を行う団体に報償金を交付	交付　３０団体 管理公園緑地 ２５箇所



市イベントにおける環境宣言募集



碧の道里親プロジェクト看板

(4) 土、食大切プロジェクト

農業や漁業を体験する機会を設けることによって、農産物や水産物など土や海の恵みによる食を大切にする市民を増やす。さらに次世代を担う子どもたちの土、食（農産物・水産物）への関心を高める。それによって、農業者の減農薬・有機栽培等の環境保全型農業への取り組みを促進する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	地産地消推進事業 （農業水産課）	①野菜もぎとり体験 ②給食用さつま芋購入助成 ③稲作体験 ④地元農産物を使った講座 ⑤地元産の花を使った花育事業	①市内幼稚園・保育園等２１園 ②市内保育園等１５園 ③小学校２校 ④小学校７校 ⑤保育園等２園
2	減農薬資材普及推進 （農業水産課）	フェロモントラップなどの減農薬資材の普及を推進	薬剤購入補助 ２団体
3	環境保全型農業の産地形成　（農業水産課）	県やＪＡと連携して、エコファーマー、みどり認定など環境保全型農業を推進	継続実施

(5) その他、ひとづくりに関する活動

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	環境保全ポスター募集（環境課）	市内中学生を対象に環境保全ポスターを募集し、環境について考える機会をつくる	応募数　３８点
2	広報へきなんでの啓発（環境課）	広報へきなんに環境特集として「環境月間」について掲載し、市民に広く啓発する	広報６月号に環境特集を掲載
3	地域環境保全委員（環境課）	愛知県環境基本条例に基づき、地域の環境把握や環境意識の推進をする委員の選出	担当地区を分けて２名を選出

4　資源循環・低炭素

(1) 生ごみ活用循環プロジェクト

家庭等から排出される可燃ごみ、特に生ごみの減量化並びに資源化を促進するとともに、市民のごみに対する意識の高揚と生活環境の整備を図り、資源循環型社会を形成する。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	生ごみ処理機・コンポスト購入補助　（環境課）	家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入費の一部補助	生ごみ処理機　４５台 コンポスト　７台
2	生ごみ処理キット無料配布（市民会議）	市内催し物にて発泡スチロールで作製した生ごみ処理キットを配布	配布数　２０基

(2) 再生可能エネルギー（太陽光等）利活用推進プロジェクト

太陽光等の再生可能エネルギーの利活用を推進することにより、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与する。

No.	事　業　名	事　業　内　容	実　績
1	公共施設太陽光発電屋根貸し事業（財政課）	公共施設の屋根や屋上を太陽光発電設置場所として提供することで導入を推進	設置施設　１３箇所
2	スマートハウス設備設置費補助　（環境課）	住宅用の太陽光発電設備、リチウムイオン蓄電池、エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）の３点を同時に設置する費用の補助	４２件
		住宅用の太陽光発電設備、次世代自動車充給電設備、エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）の３点を同時に設置する費用の補助	１件
		住宅用の燃料電池システムを設置する費用の補助	７件
		住宅用のリチウムイオン蓄電池を設置する費用の補助	６７件
		住宅用の次世代自動車充給電設備を設置する費用の補助	１件
		住宅用のエネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）を設置する費用の補助	２３件
3	公共施設への再生可能エネルギー導入推進（建築課）	公共施設に再生可能エネルギー（太陽光発電）の利活用を推進	設置施設　１３箇所

4	中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金 （商工課）	市内中小企業者におけるカーボンニュートラルに関する取組み(省エネ診断、省エネ・再エネ設備の導入等)の推進を支援	４４件

(3) 天の恵み　雨水利用プロジェクト

水資源の有効活用と水不足の緩和のために、雨水の利用を促進する。

No.	事業名	事業内容	実績
1	市役所本庁舎での雨水利用　（財政課）	市役所本庁舎にて雨水を貯留し洗車や花壇の水やりやトイレ等で再利用	設置施設　１箇所
2	公共施設における中水利用の推進　（建築課）	公共施設に中水（雨水）の利用を推進	設置施設　１６箇所
3	浄化槽転用貯留槽設置の補助　（下水道課）	下水道接続により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用することの一部補助	補助件数　１件
4	雨水貯留槽設置補助 （下水道課）	雨水貯留層を設置することの補助	補助件数　０件
5	打ち水大作戦 （市民会議）	市庁舎で溜めた雨水を利用し、体感温度の低下及びもったいない意識を啓発するため市民を交えて打ち水を実施	打ち水イベントと啓発を実施

(4) その他、資源循環・低炭素に関する活動

No.	事業名	事業内容	実績
1	農業用使用済プラスチック等の適正処理 （農業水産課）	ＪＡ・農家と連携した使用済プラスチックやビニールの適正処理	廃ビニール　３ｔ 廃ポリ　２９ｔ 廃マルチ　１５ｔ
2	建築廃材の分別・再資源化推進　（建築課）	建設廃棄物について分別の徹底、再資源化の促進と啓発	継続実施
3	節水啓発　（水道課）	節水に関する情報のホームページ掲載	要請時に掲載



公共施設太陽光発電設備（市役所）



元気ッス！へきなん　打ち水大作戦

※事業名の欄の中でカッコ内は担当部局を表します。

「市民会議」とあるのは、「へきなん市民環境会議」が担当した事業です。

第５　生活排水対策推進計画



炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水を生活排水と呼び、油ヶ淵の汚染要因の大部分は生活排水とされています。

本市は、水質汚濁防止法により平成３年３月に油ヶ淵周辺地域が生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、平成４年３月に碧南市生活排水対策推進計画を策定、現在は平成２９年３月に改訂した第４期の計画に基づき生活排水対策を推進しています。

また、県と油ヶ淵周辺４市が平成５年に油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、油ヶ淵の水質浄化を目指した水環境改善緊急行動計画（通称、清流ルネッサンス２１）を策定して生活排水対策を行ってきました。目標年度の２０３０年度には目標水質ＣＯＤ６㎎／Ｌを達成するため、第４期計画の「水質浄化促進行動計画（油ヶ淵ルネッサンス計画)」に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりが身近なところから取り組みを進めていくことが肝要です。今後も、各実験や事業の結果をふまえ、市民の協力を得ながら生活排水対策を推進していきます。

１　生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標年度は令和８年度とし、目標年度までに汚水整備人口普及率９８％を目指します。また、計画の理念を実現するため、以下の４つの目標を掲げました。

(1) きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理施設等の整備）

(2) ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう（水辺空間等の整備）

(3) 水を育む活動をみんなで広げよう（生活排水対策に係る広報啓発等）

(4) 流域全体でつながりあって取り組もう（流域全体の生活排水対策の推進）

２　生活排水対策推進計画の進捗状況

項　　目		策定時現況 （平成２７年度）	見込み実績 （令和７年度末）	計画目標 （令和８年度）
市全域	汚水整備人口普及率	８０．６％	９７．２％	概ね９８．０％
	下水道 整備人口	５２，０７９人	６８，７０８人	６８，５６０人
	浄化槽 整備人口	５，８０９人	１，３２８人	２４０人
油ヶ淵流域	汚水整備人口普及率	９０．４％	９１．７％	概ね９８．０％
	下水道 整備人口	１２，２２４人	１２，５７０人	１３，８２０人
	浄化槽 整備人口	８７４人	４７４人	６０人

第６　碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策）



近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成２３年３月に策定した本計画を平成２９年３月に改定し、推進してまいりましたが、社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、令和３年３月に計画の改定を行いました。また、令和５年２月に温室効果ガス排出量の削減目標と削減量の見直しを行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。

１　温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和１２年度	基準年度（平成２５年度）比４６％削減

２　温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和５年度では７３４千t-ＣＯ２となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成２５年度の排出量１，０４９千t-ＣＯ２と比較しますと、３１５千t-ＣＯ２（３０．０％）減っています。

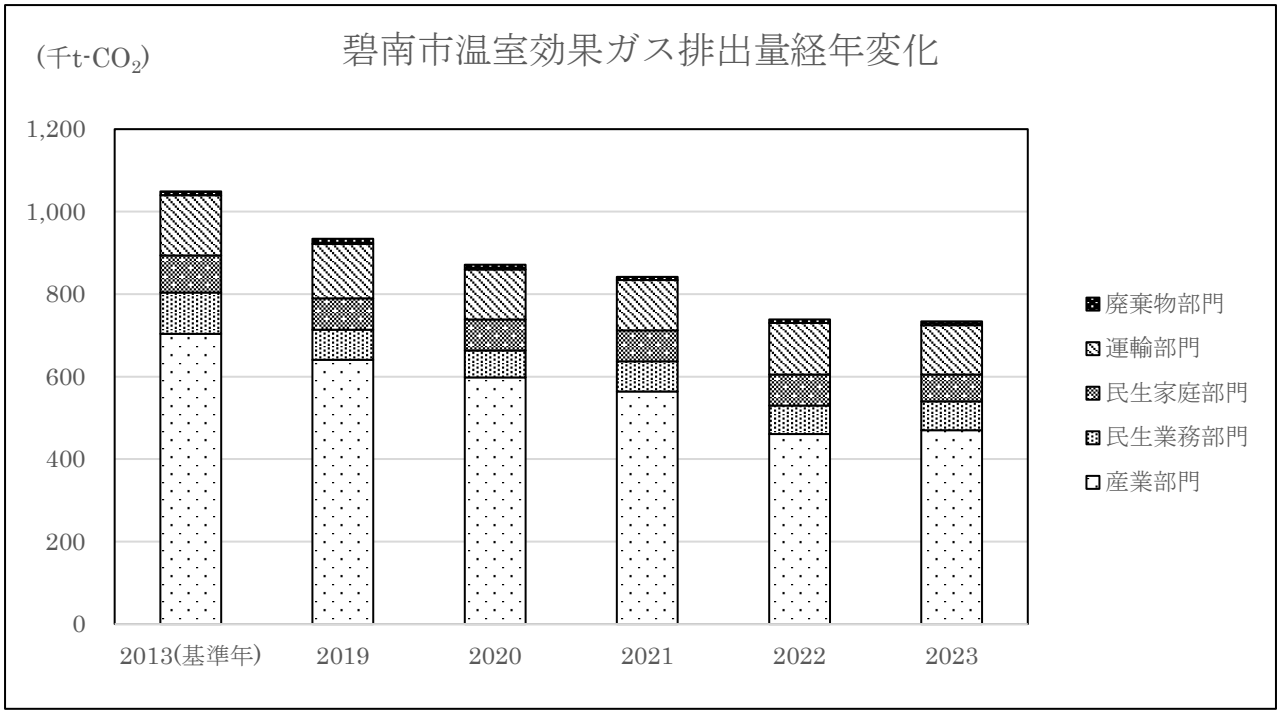
また温室効果ガス排出量を部門別にみますと、令和５年度では産業部門の二酸化炭素が約６４％となっており、排出量の大半を占めています。

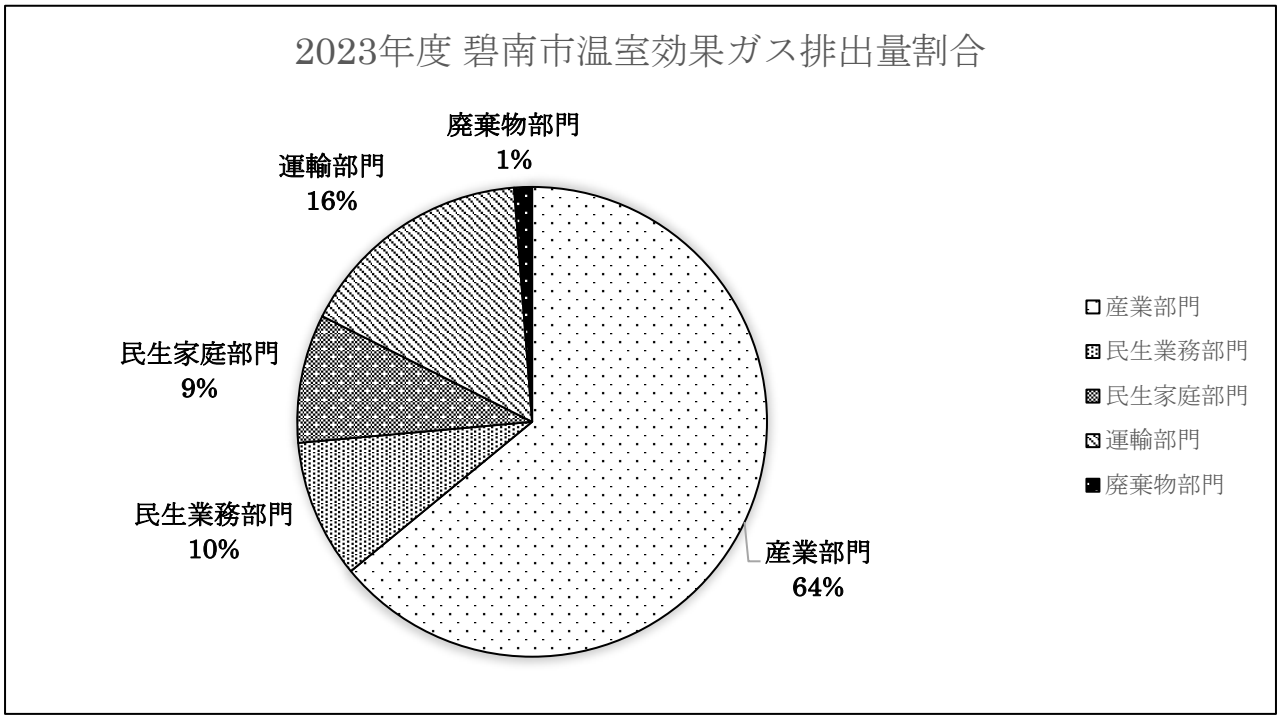
(2) 温室効果ガス排出量の推移と部門別割合　　（単位:千ｔ－ＣＯ２）

		平成25年度(基準年度)	令和元年度	令和２年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
二酸化炭素	産業部門	７０４	６４１	５９８	５６４	４６１	４７０
	民生業務部門	１００	７３	６５	７３	６９	７０
	民生家庭部門	９０	７６	７６	７５	７５	６５
	運輸部門	１４６	１３２	１２１	１２２	１２５	１２０
	廃棄物部門	９	１２	１１	８	９	９
合　　計		１，０４９	９３４	８７１	８４４	７４０	７３４

※小数点以下を四捨五入しているため合計が合致しない場合あり

令和5年度温室効果ガス排出量削減状況
基準年度（平成２５年度）比　３０．０％削減


碧南市温室効果ガス排出量経年変化
(千t-CO2)
1,200
1,000
800
600
400
200
0
2013(基準年)
2019
2020
2021
2022
2023
廃棄物部門
運輸部門
民生家庭部門
民生業務部門
産業部門


2023年度 碧南市温室効果ガス排出量割合
廃棄物部門
1%
運輸部門
16%
民生家庭部門
9%
民生業務部門
10%
産業部門
64%
産業部門
民生業務部門
民生家庭部門
運輸部門
廃棄物部門

3　地球温暖化防止に向けた基本施策

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、基本施策に基づき事業を実施しました。

基 本 施 策	主 な 事 業	実 績 (令和7年度実績)
再生可能エネルギーの利用促進	スマートハウス設備設置費補助件数	１４１件
省エネルギーの促進	三州瓦利用促進加算件数（碧南市新築住宅建設等促進補助金）	２６件
	民間住宅省エネ改修事業費補助件数	４０件
環境負荷の小さいまちづくり	くるくるバス乗車人数	１１２，６９０人
	電気自動車充電スタンド利用回数	８３回

4　碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

(1) 補助金の目的

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合）	一律	３２万円
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合）	一律	２２万円
住宅用燃料電池システム	一律	１０万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	１５万円
住宅用次世代自動車充給電設備	一律	５万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	１万円

(4)補助実績　　（単位：件）

補助対象設備	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合）	４２	３９	４５	４２	４２
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合）	２	１	０	０	１
住宅用燃料電池システム	７	８	９	６	７
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	７４	８０	８２	９０	６７
住宅用次世代自動車充給電設備	２	３	２	１	１
住宅用エネルギー管理システム	２８	２１	３６	２９	２３
補助件数合計	１５５	１５２	１７４	１６８	１４１
補助金額合計（千円）	20，260	19，910	21，710	27，880	24，690

５　次世代自動車購入費補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、自動車による温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内で事業用及び個人用として使用する電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
電気自動車	一律	（事業用）２０万円 （個人用）　５万円
燃料電池自動車	一律	（事業用）３０万円 （個人用）４０万円
プラグインハイブリッド自動車	一律	（事業用）１０万円 （個人用）１０万円

(4) 補助実績　（単位:台）

補助対象設備	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
電気自動車（事業用）	9	7	5	1
電気自動車（個人用）	２６	２４	１６	１８
燃料電池自動車（事業用）	1	0	0	0
燃料電池自動車（個人用）	0	0	0	0
ハイブリッド自動車（ユニバーサルデザインタクシーに限る）	－	－	－	－
プラグインハイブリッド自動車（事業用）	3	１６	7	１０
プラグインハイブリッド自動車（個人用）	１６	１９	１８	１９
補助台数合計	５５	６６	４６	４８
補助金額合計（千円）	５３００	６１００	４３００	４０００

※個人用は令和４年度新設

6　民間住宅省エネ改修事業費補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、民間の既存住宅の省エネルギー化を図る改修に要する費用の一部を補助することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネ化を推進することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内に存在する民間の既存戸建住宅及び共同住宅等の省エネ改修費用に対し、補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
全体改修（改修後の住宅全体がZEH水準に相当するもの）	対象工事費の４／５	上限７０万円
部分改修（開口部又は躯体の断熱化を含む工事でZEH水準の仕様基準に適合するもの）		

(4) 補助実績　（単位：件）

補助対象設備	Ｒ７
全体改修（改修後の住宅全体が ZEH 水準に相当するもの）	０
部分改修（開口部又は躯体の断熱化を含む工事で ZEH 水準の使用基準に適合するもの）	４０
補助対象工事数合計	４０
補助金額合計（千円）	１８，０４５

※令和 7 年度新設

7　碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、市内中小企業者におけるカーボンニュートラル推進を支援し、持続的な成長及び地域経済の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

省エネ診断受診費用及び省エネ･再エネ設備の更新費用に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
省エネ・再エネ設備の導入に係る事業	３分の１	上限１５０万円
省エネ診断・ＣＯ２削減計画の策定事業	４分の３	上限２０万円

(4) 補助実績　（単位：件）

補助対象設備	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
省エネ診断(市独自)	－	５	１５	９
省エネ診断(上乗せ)	－	１	０	０
省エネ設備導入(市独自)	－	１４	２８	３４
省エネ設備導入(上乗せ)	－	４	１	１
補助対象件数	－	２４	４４	４４
補助金額合計（千円）	－	１７，２５３	２９，９２３	３３，２５６

※令和 5 年度新設

第７　碧南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条において、地方公共団体は市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画を策定しなければならないと定められています。碧南市は、平成１２年１月から「碧南市役所環境保全率先行動計画（通称「碧のエコプラン（以下「エコプラン」という。）を策定し、市役所全体としての温室効果ガス削減行動を率先して実践しています。

１　温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和１２年度	基準年度（平成２５年度）比４６％削減

２ エコプランの実践

目標設定された各項目について各課の使用量を年度ごとに調査して、その結果から目標達成の進捗状況をまとめ公表しています。

(1) 環境保全推進員の選出

エコプランを推進する先導役で、主に調査等の報告を行う担当を選出しています。

(2) 電気使用量等の調査

庁舎、施設等で使用した電気使用量、ガス使用量、重油使用量、軽油使用量、ガソリン使用量、水道使用量、コピー紙使用量、廃棄物排出量等の調査を実施しています。

３　削減に向けた具体的な取組

温室効果ガス削減のためにはエネルギーの電化と再生可能エネルギーの利活用を進める必要があります。市役所では以下の取り組みを行っています。

(1) 照明設備のＬＥＤ化

市役所の施設や街路灯をＬＥＤ化することで、電気使用量の削減を図っています。

公共施設のＬＥＤ化の進捗状況（施設数ベース）　　（令和８年３月３１日現在）

照明のある施設数	ＬＥＤ化完了施設数	ＬＥＤ化率
２１１	５１	２４．２％

公共施設のＬＥＤ化の進捗状況（照明数ベース）　　（令和８年３月３１日現在）

照明数	ＬＥＤ化完了照明数	ＬＥＤ化率
４５，０４５	２５，５１６	５６．６％

(2) 庁用車の次世代自動車への転換

市長車、議長車をミライに変更するなど、積極的に電気自動車、ハイブリッド自動車への変更を進めています。

市役所庁用車の次世代自動車※１への更新状況

平成２５年度 自動車数※２	更新率	令和７年度 自動車数※２	更新率
０／１６０	０％	２５／１５３	１６．３％

※１　電気自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車

※２　自動車数（次世代自動車数/全自動車数）

(3) 職員による環境行動の促進

職員個々の行動意識付けや節電を行うことで、職員が率先して温室効果ガス削減の取り組みをしています。

４　温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

市役所における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和７年度では１１，１２８ｔ-ＣＯ２となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成２５年度の排出量１３，５１０ｔ-ＣＯ２と比較しますと、２，３８２ｔ-ＣＯ２（１７．６％）減っています。

(2) 温室効果ガス排出量の推移　　（単位：ｔ－ＣＯ２）

	平成25年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和12年度 (削減目標)
CO2排出量	13,510	12,490	11,980	11,857	11,128	6,891
前年比	－	5.3%増	4.1%減	1.0%減	6.2%減	－
基準年比	－	7.5%減	11.3%減	12.2%減	17.6%減	－
進捗率	－	15%	22%	27%	38%	－

第８　碧南市生物多様性地域戦略



碧南市生物多様性地域戦略は、国の計画である生物多様性国家戦略を基にし、碧南市の生物多様性の状況に合わせた保全と持続可能な利用に向けた取り組みを示すものとなります。

生物多様性地域戦略は地域の特色を生かした取り組みを含んだ計画で、身近な環境で生息する昆虫や植物のほか、自然の恵みとして利用されている農作物についても計画の対象とされています。

水辺や都市の緑地の保全､外来種駆除等の基本施策を行いながら､生物多様性の保全を、行政、事業者、民間団体、地域住民などによる取組を進めて自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指します。

１　碧南市生物多様性地域戦略に関する施策

自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指すための取り組みとして、碧南市環境基本計画に記載の４つの基本施策で事業を実施しました。

(1) 水辺環境の保全と創造

主 な 事 業	実 績(令和7年度実績)
矢作川水源基金事業（再掲）	令和７年８月３０日実施
内水面漁場清掃委託事業	令和７年１１月１５日実施
県営油ヶ淵水辺公園の第１期整備区域の整備	３．１ｈａを整備 （全体で１４．８ｈａ）※
油ヶ淵ルネッサンス事業（再掲）	西端地区下水道普及率 市街化区域内　１００％

※碧南市側の整備面積を掲載

(2) 緑地の保全と創造

主 な 事 業	実 績(令和7年度実績)
地産地消推進（再掲）	もぎ取り体験等５事業を実施
公園整備の推進（緑の基本計画）	市内全箇所数　５１箇所

(3) 外来種駆除

主 な 事 業	実 績(令和7年度実績)
オオキンケイギク啓発駆除活動（再掲）	９００ｋｇ駆除
獣類を対象とする捕獲箱の貸し出し	貸出件数　７件

第９　公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和３２年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では２、４、６、８号地が造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」（以下「公害防止協定」という。）を締結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けております。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、概ね良好な状況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然防止に努めます。

１　業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況
令和８年３月３１日現在

業　　種		2号地	4号地	6号地	8号地	合　計
建設業		1	2	4	2	9
	総合工事業	1	1	4	2	8
	その他		1			1
製造業		8	２５	３３	１６	８２
	食料品製造業		3			3
	プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
	窯業・土石製品製造業	1	1	3	3	8
	鉄鋼業		5	9	1	１５
	非鉄金属製造業	1	1	4		6
	金属製品製造業	1	4	1	2	8
	はん用機械器具製造業			2	1	3
	生産用機械器具製造業	1	4	4	1	１０
	輸送機械器具製造業	2	4	5	3	１４
	その他	1	2	3	4	１０
運輸業・郵便業		1	5	6	4	１６
	道路貨物運送業	1	3	6	4	１４
	運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店		1	6	2	4	１３
	飲食良品卸売業		3			3
	建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	2	2	3	8
	その他		1		1	2
サービス業（他に分類されないもの）		1	5	2		8
	廃棄物処理業	1	2	2		5
	その他		3			3
その他		※　1	4			5
合　　計		１３	４７	４７	２６	１３３

＜注＞　業種は、日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）（平成２６年４月１日施行）に基づく。
※　２号地地先の（財）衣浦港ポートアイランド環境事業センターを含む。

第１０　碧南市環境審議会

１　設置目的等

環境基本法第４４条及び碧南市環境基本条例第２１条に基づき、当審議会を設置し、環境の保全に関する事項について調査及び審議します。

２　令和７年度の会議開催状況

第１回　令和７年１０月１５日（水）午後２時から

議題

(1) 令和６年度における環境の状況及び第３次碧南市環境基本計画の進捗状況について（報告）

３　碧南市環境審議会委員

令和７年度の碧南市環境審議会委員一覧は以下のとおり。

No.	役　　職　　名		氏　　名
１	会　長	碧南商工会議所　会頭	長田　和徳
２	副会長	碧南市医師会　会長	長田　和久
３	委　員	碧南商工会議所　第１工業部会　部会長	鶴田　光久
４	〃	碧南商工会議所　第２工業部会　部会長	杉浦　武
６	〃	碧南商工会議所　交通運輸部会　部会長	角谷　信二
５	〃	碧南市鉄工会　会長	長田　一希
６	〃	碧南市鋳物工業協同組合　理事長	黒田　昌司
７	〃	碧南歯科医師会　会長	杉浦　龍一
８	〃	碧南市薬剤師会　会長	片伯部　裕樹
９	〃	碧南市農業委員会　会長	神谷　昌明
１０	〃	大浜漁業協同組合　代表理事組合長	磯貝　政男
１１	〃	連合愛知三河西地域協議会　幹事	太田　一馬
１２	〃	碧南市連絡委員　地区幹事	永谷　洋二
１３	〃	碧南市女性団体連絡協議会　会長	神谷　葉子
１４	〃	へきなん市民環境会議　会長	竹原　幸子
１５	〃	愛知県西三河県民事務所　環境保全課長	西野　正洋
１６	〃	愛知県立碧南工科高等学校　校長	加藤　伸
１７	〃	有識者	鈴木　君子
１８	〃	有識者	増田　元保
１９	〃	公募市民	高山　芽衣

第１１　資料

１　環境基準

環境基本法第１６条第１項では「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

物　　質	環境基準	評価方法
二酸化窒素（NO_2）	１時間値の１日平均値が０．０４ｐｐｍから０．０６ｐｐｍまでのゾーン内又はそれ以下であること。（Ｓ５３．７．１１環境庁告示）	年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、低い方から９８％目に相当するもの（１日平均値の年間９８％値）を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）	１時間値の１日平均値が０．１０ｍｇ／m^3以下であり、かつ、１時間値が０．２０ｍｇ／m^3以下であること。（Ｓ４８．５．８環境庁告示）	＜短期的評価＞ 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての１　時間値の１　日平均値または各１　時間値を環境基準と比較してその評価を行う。 ＜長期的評価＞ 年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、高い方から２％の範囲にあるもの（３６５日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外した最高値（１日平均値の年間２％除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。
ダイオキシン類	１年平均値が０．６ｐｇ－ＴＥＱ／m^3以下であること。（Ｈ１１．１２．２７環境庁告示）	同一地点における１年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　　準　　値
カドミウム	０．００３ｍｇ／Ｌ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
六価クロム	０．０５ｍｇ／Ｌ以下
ひ素	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
総水銀	０．０００５ｍｇ／Ｌ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	０．０２ｍｇ／Ｌ以下
四塩化炭素	０．００２ｍｇ／Ｌ以下
１，２－ジクロロエタン	０．００４ｍｇ／Ｌ以下
１，１－ジクロロエチレン	０．１ｍｇ／Ｌ以下
シス－１，２－ジクロロエチレン	０．０４ｍｇ／Ｌ以下
１，１，１－トリクロロエタン	１ｍｇ／Ｌ以下
１，１，２－トリクロロエタン	０．００６ｍｇ／Ｌ以下
トリクロロエチレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
テトラクロロエチレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
１，３－ジクロロプロペン	０．００２ｍｇ／Ｌ以下
チウラム	０．００６ｍｇ／Ｌ以下
シマジン	０．００３ｍｇ／Ｌ以下

チオベンカルブ	０．０２ｍｇ／Ｌ以下
ベンゼン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
セレン	０．０１ｍｇ／Ｌ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１０ｍｇ／Ｌ以下
ふつ素	０．８ｍｇ／Ｌ以下
ほう素	１ｍｇ／Ｌ以下
１，４－ジオキサン	０．０５ｍｇ／Ｌ以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。だたし、全シアンに係る基準については最高値とする。
2　「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
3　海域については、ふつ素及びほう素の基準は適用しない。

イ　生活環境の保全に関する環境基準

(ｱ) 河川

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	１ｍｇ／Ｌ 以下	２５ｍｇ／Ｌ 以下	７．５ｍｇ／Ｌ 以上	２０ＣＦＵ ／１００ｍｌ以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	２ｍｇ／Ｌ 以下	２５ｍｇ／Ｌ 以下	７．５ｍｇ／Ｌ 以上	３００ＣＦＵ ／１００ｍｌ以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	３ｍｇ／Ｌ 以下	２５ｍｇ／Ｌ 以下	５ｍｇ／Ｌ 以上	１，０００ＣＦＵ ／１００ｍｌ以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びD以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	５ｍｇ／Ｌ 以下	５０ｍｇ／Ｌ 以下	５ｍｇ／Ｌ 以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	６．０以上 ８．５以下	８ｍｇ／Ｌ 以下	１００ｍｇ／Ｌ 以下	２ｍｇ／Ｌ 以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	６．０以上 ８．５以下	１０ｍｇ／Ｌ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２ｍｇ／Ｌ 以上	－

備考
1　基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

（ｲ）湖沼（天然湖沼及び貯水量が１，０００万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	１ｍｇ／Ｌ以下	１ｍｇ／Ｌ以下	７．５ｍｇ／Ｌ以上	２０ＣＦＵ／１００ｍｌ以下
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	３ｍｇ／Ｌ以下	５ｍｇ／Ｌ以下	７．５ｍｇ／Ｌ以上	３００ＣＦＵ／１００ｍｌ以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びC以下の欄に掲げるもの	６．５以上 ８．５以下	５ｍｇ／Ｌ以下	１５ｍｇ／Ｌ以下	５ｍｇ／Ｌ以上	－
Ｃ	工業用水２級 環境保全	６．０以上 ８．５以下	８ｍｇ／Ｌ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２ｍｇ／Ｌ以上	－
備考 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

（ｳ）海域

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）
Ａ	水産１級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	７．８以上 ８．３以下	２ｍｇ／Ｌ以下	７．５ｍｇ／Ｌ以上	３００ＣＦＵ／１００ｍｌ以下	検出されないこと。
Ｂ	水産２級 工業用水 及びＣの欄に掲げるもの	７．８以上 ８．３以下	３ｍｇ／Ｌ以下	５ｍｇ／Ｌ以上	－	検出されないこと。
Ｃ	環境保全	７．０以上 ８．３以下	８ｍｇ／Ｌ以下	２ｍｇ／Ｌ以上	－	－

(3) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型		基準値	
類型	該当地域	昼間 AM6：00－PM10：00	夜間 PM10：00－AM6：00
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、次表に該当する地域については、次表の基準値のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 （該当する場合、他に該当してもこの基準を優先する。）	70デシベル以下	65デシベル以下

2　用語解説

ア

・アルキル水銀

有機水銀の一つで、この中に含まれるメチル水銀及びエチル水銀は人間の神経を侵し、「水俣病」の原因物質とされています。アルキル水銀の中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺などの中枢神経障害を起こし死亡する場合もあります。

・一般廃棄物

人の日常生活から排出されるごみやし尿を指します。一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が処理を行い、事業系のものは事業者の責任で処理するのが原則です。

・上乗せ基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で、自然的社会的条件から判断して、法の基準では十分でないと認められる場合に、都道府県が条例でより厳しい基準を定めるものです。愛知県では、大気汚染及び水質汚濁に上乗せ基準を設定しています。

・ＳＳ（浮遊物質量）

粒径２㎜以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

カ

・カドミウム（Ｃｄ）

亜鉛鉱石などとともに産出される重金属です。メッキの材料として古くから用いられてきました。大量のカドミウムが長期間わたり体内に入ると慢性中毒となり、肺障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、カドミウムの慢性中毒といわれています。

・環境基準

行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。環境基準を越えたからといって直ちに健康に悪影響が出るというわけではなく、また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されたりすることもありません。

・揮発性有機化合物（ＶＯＣ）

気体で排出される有機化合物のうち、光化学オキシダント（Ｏｘ）及び浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）の生成の原因とされるものを指します。

・公害

環境基本法では、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭に

よって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

サ

・酸性雨

雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもｐＨは５．６程度であるため、ｐＨが５．６より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の主な原因は、工場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物と言われています。

・ＣＯＤ（化学的酸素要求量）

ＢＯＤと同じように、有機物による水の汚濁の程度を示す指標です。値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。微生物により酸化分解される有機物とそうではないものの区別ができないため、ＢＯＤとは異なった値を示します。

・自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染を常時監視するための測定局です。自動車排出ガスの影響が効率的に監視できるよう、道路や交通量の状況を勘案して配置されています。

・全シアン

シアン化合物のことをいい、シアン化水素、シアン化カリウム、その他金属化合物があります。これらは体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。鉱山やメッキ工場などの廃液に含まれています。

タ

・大腸菌数

大腸菌そのものは無害で人体内にも大量に存在しているが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要である。

・ＴＥＱ（毒性等価換算濃度）

ダイオキシン類の毒性濃度の単位です。ダイオキシン類は異性体によって毒性が大きく異なるため、最も毒性の強い異性体２，３，７，８－ＴＣＤＤの毒性を１と換算して評価します。

・ＤＯ（溶存酸素量）

水中にとけ込んでいる酸素の量のことをいいます。水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれ、逆に汚水や塩化物イオンを含む水や水温の高い水ほど値は小さくなります。通常河川のＤＯの値は、冬は高く、夏は低くなります。

・等価騒音レベル（Ｌｅｑ）

ある時間内で観測された測定値のパワー平均値のことです。主観的な騒音の大きさとの対応がよく、環境騒音を測定する際に用いられます。

ナ

・７５％水質値

年間の日間平均値を小さいものから順に１００個並べた場合、０．７５×ｎ番目（ｎは日間平均値の全データ数）のデータ値をもって７５％水質値とします（０．７５×ｎが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)。河川のＢＯＤや海域のＣＯＤが環境基準を達成しているかどうかを判断する場合に使います。

・鉛（Ｐｂ）

水道管、ガス管、蓄電池等幅広く使われています。鉛及びその化合物は、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こします。ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

ハ

・ひ素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属で、銅や鉛等の精練の際に副産物としても産出されます。ひ素はすべて猛毒であり、吸収されると骨や内臓に沈積して排出されにくく、嘔吐、皮膚の褐黒色化、乾燥性発疹等の症状を示します。

・ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニール）

有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、電機製品の絶縁体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていました。

・ｐＨ

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。０から１４で表し、７が中性、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

・ｐｐｍ（ｐａｒｔｓ　ｐｅｒ　ｍｉｌｌｉｏｎ）

１００万分中のいくつであるかを示す分率。ごく微量の物質を表すのに使われます。例えば、１ｍ^{3}の大気中に１ｃｍ^{3}の大気汚染物質が含まれる状態を１ｐｐｍと表します。

・ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のことで、単位はmg／Ｌで表します。ＢＯＤが高いと、水に溶けている酸素を微生物が多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。

・富栄養化

窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼が長い年月の間に栄養物質の豊富な湖沼へと次第に変遷していく現象のことをいいます。人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

ヤ

・有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されています。有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、身体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死に至るものもあるといわれています。

・要請限度

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を越えている場合、市町村長は道路管理者に対し道路交通騒音振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。

ラ

・六価クロム（Cr^{6+}）

クロムは、耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキ等の原料として用いられています。六価クロム化合物は激しい刺激性を持ち、浮腫や潰瘍を生じ、ガンの原因にもなります。

令和８年度版（令和７年度）
環境の状況に関する報告書
碧南市役所
碧南市松本町２８番地
℡　　０５６６－９５－９９００
発行　令和８年１０月
編集　経済環境部環境課